

平成 2 8 年度東京都税制調査会  
第 3 回 小委員会

[個人所得課税に関する資料]

平成 2 8 年 9 月 5 日

## 「個人所得課税に関する資料」 目次

資料名	頁
<b>社会経済の構造変化と個人所得課税のあり方</b>	
個人住民税と所得税の概要（均等割及び所得割）	1
個人住民税と所得税の概要（利子割、配当割及び株式等譲渡所得割）	2
個人住民税（所得割）、所得税の税率構造	3
所得控除の概要	4
人口、高齢化率、世帯数の推計（全国）	5
人口、高齢化率、世帯数の推計（東京都）	6
個人所得課税の国際比較	7
「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」の概要①	8
「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」の概要②	9
「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（地方税関係）の概要	10
<b>所得格差の解消と非正規雇用への対応</b>	
当初所得階級別の世帯割合の推移	11
所得再分配による所得階級別の世帯分布の変化（平成22年）	12
被保護実世帯数、被保護実人員、保護率の年次推移（全国）	13
被保護実世帯数、被保護実人員、保護率の年次推移（東京都）	14
正規雇用・非正規雇用労働者の推移（全国）	15
非正規雇用者の割合の推移（男女別）	16
女性労働者における正規雇用者と非正規雇用者の割合の推移	17

## 「個人所得課税に関する資料」 目次

資 料 名	頁
<b>子育て支援と女性が活躍しやすい環境整備</b>	
個人住民税の控除額と非課税限度額制度	18
女性の就業状況及び仕事と家庭の両立をめぐる現状	19
就業者及び管理職に占める女性の割合（2014年）	20
長時間労働者の割合（国際比較・2012年）	21
要介護者数と介護離職者数の推移	22
仕事と介護の両立支援制度の見直し	23
子育て支援に関する諸外国の取組（育児休業制度）	24
子育て支援に関する諸外国の取組（育児に対する経済的支援）	25
<b>所得再分配機能の回復と社会経済の活力向上</b>	
再分配効果の国際比較	26
再分配前後の所得格差（ジニ係数）と改善度の推移	27
所得再分配によるジニ係数の変化	28
所得再分配後の世帯分布の変化（所得階級別）	29
税額控除と給付付き税額控除のイメージ	30
諸外国の税制を活用した給付措置について	31

# 個人住民税と所得税の概要

## ○均等割及び所得割

区分	個人住民税	所得税																																																				
課税主体	賦課期日（1月1日）現在の住所地の区市町村及び都道府県	国																																																				
納税義務者	①区市町村・都道府県内に住所を有する個人 （均等割・所得割） ②区市町村・都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人 （①に該当する者を除く）（均等割）	日本国内に住所又は居所を有する個人等																																																				
課税方式	賦課課税方式（市町村が税額を計算、確定）	申告納税方式（納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定）																																																				
課税標準	（所得割）前年中の所得金額	現年の所得金額																																																				
税率	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">＜総合課税分＞</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">標準税率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都道府県</td> <td>市町村</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>一律</td> <td>4%</td> <td>6%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td colspan="4">＜分離課税分＞</td> </tr> <tr> <td colspan="4">（例）課税長期譲渡所得金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都道府県</td> <td>市町村</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>一律</td> <td>2%</td> <td>3%</td> <td>5%</td> </tr> </table>	＜総合課税分＞					標準税率				都道府県	市町村	合計	一律	4%	6%	10%	＜分離課税分＞				（例）課税長期譲渡所得金額					都道府県	市町村	合計	一律	2%	3%	5%	<table border="1"> <tr> <td>課税総所得金額等</td> <td>税率</td> <td>課税長期譲渡所得金額</td> <td>税率</td> </tr> <tr> <td>195万円以下</td> <td>5%</td> <td rowspan="7">一律</td> <td rowspan="7">15%</td> </tr> <tr> <td>330万円以下</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>695万円以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>1,800万円以下</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円以下</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>45%</td> </tr> </table>	課税総所得金額等	税率	課税長期譲渡所得金額	税率	195万円以下	5%	一律	15%	330万円以下	10%	695万円以下	20%	900万円以下	23%	1,800万円以下	33%	4,000万円以下	40%	4,000万円超	45%
	＜総合課税分＞																																																					
	標準税率																																																					
	都道府県	市町村	合計																																																			
一律	4%	6%	10%																																																			
＜分離課税分＞																																																						
（例）課税長期譲渡所得金額																																																						
	都道府県	市町村	合計																																																			
一律	2%	3%	5%																																																			
課税総所得金額等	税率	課税長期譲渡所得金額	税率																																																			
195万円以下	5%	一律	15%																																																			
330万円以下	10%																																																					
695万円以下	20%																																																					
900万円以下	23%																																																					
1,800万円以下	33%																																																					
4,000万円以下	40%																																																					
4,000万円超	45%																																																					
均等割	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>標準税率（年額）</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>3,500円</td> </tr> </table>		標準税率（年額）	都道府県	1,500円	市町村	3,500円																																															
	標準税率（年額）																																																					
都道府県	1,500円																																																					
市町村	3,500円																																																					
所得控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎控除 33万円</li> <li>・配偶者控除 33万円</li> <li>・扶養控除 33万円</li> <li>・特定扶養控除 45万円 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左 38万円</li> <li>・" 38万円</li> <li>・" 38万円</li> <li>・" 63万円 等</li> </ul>																																																				
課税最低限	夫婦2人の給与と所得者（子のうち一人が一般扶養控除、一人が特定扶養控除の対象） 270万円	325万円																																																				
税額控除	（二重負担を調整する主旨のもの）																																																					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配当控除</li> <li>・外国税額控除</li> <li>・配当割額控除</li> <li>・株式等譲渡所得割額控除</li> <li>・配当控除</li> <li>・外国税額控除</li> </ul>																																																					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整控除</li> <li>・住宅借入金等特別控除</li> </ul>																																																					
税収	（その他）																																																					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅借入金等特別控除</li> <li>・寄附金税額控除</li> <li>・住宅借入金等特別控除</li> <li>・試験研究を行った場合の特別控除 等</li> </ul>																																																					
〔平成26年度 決算額〕	12兆3,292億円 〔均等割:3,225億円、所得割:11兆5,091億円、利子割:1,124億円〕 〔配当割:2,431億円、株式等譲渡所得割:1,421億円〕	16兆7,902億円																																																				

注1 総務省ホームページ「個人住民税の概要」をもとに作成。

2 復興財源確保のため、平成26年度から35年度までの各年度分の均等割の標準税率について、年1,000円（都道府県分500円、市町村分500円）引き上げている。

## ○利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

	利 子 割	配 当 割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受けるもの (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)	一定の上場株式等の配当等(特定配当等)の支払を受けるもの(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受けるもの(都道府県内に住所を有する個人に限る。)
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)
④税率	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)
⑤徴収方法等 ・特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県
・納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	原則として、その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入※	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	(申告不可のため所得割との調整はない)	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除	
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付		
⑧税收	1,124億円(26年度決算額)	2,431億円(26年度決算額)	1,421億円(26年度決算額)

※ 平成22年1月1日より、源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算が可能となり、当該配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに、納入することとされた。

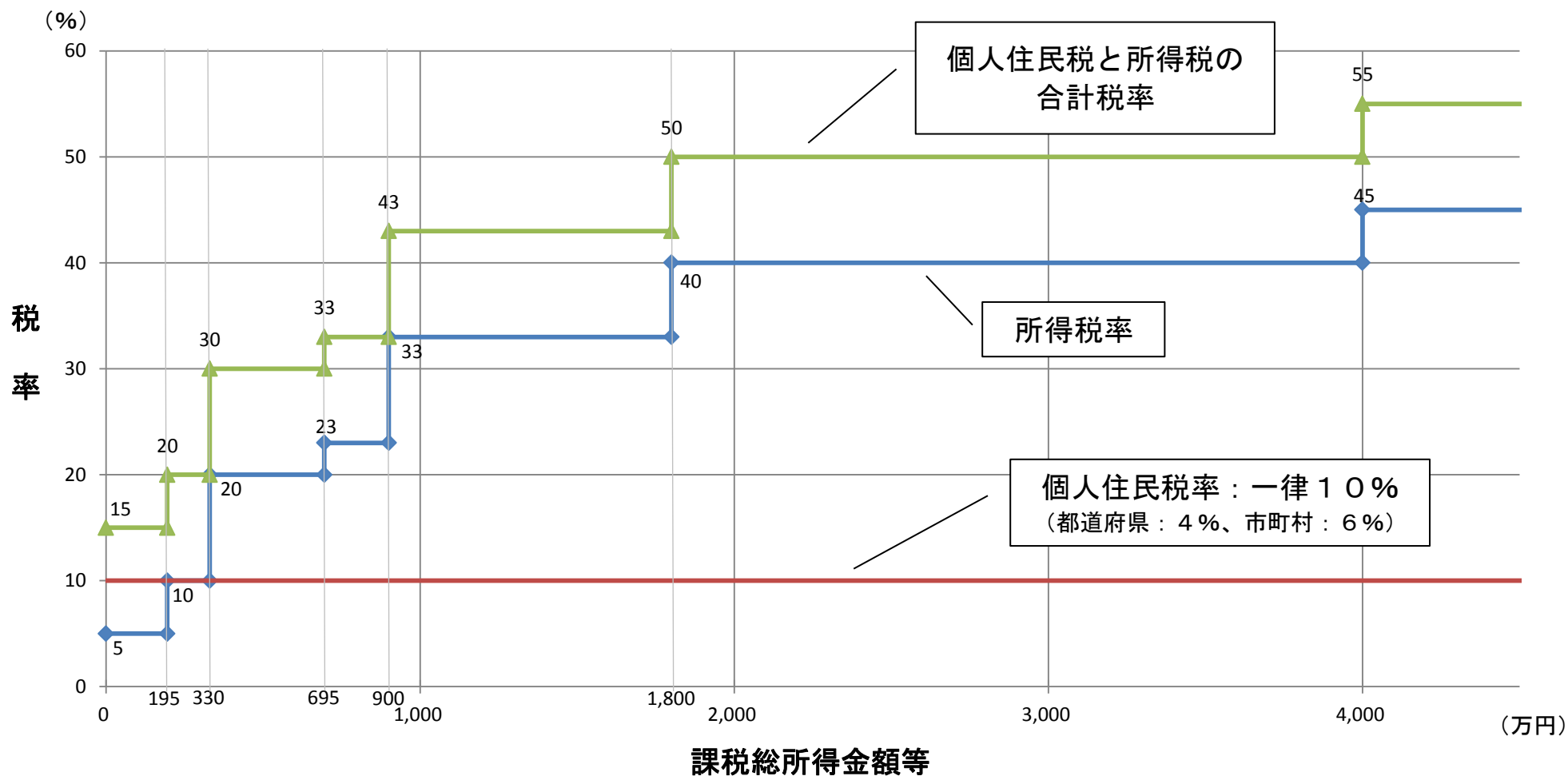
※ 平成25年度改正により公社債等に係る課税方式の変更及び金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行っている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用されている。

※ 平成25年度改正により法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割の控除を廃止している。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用されている。

注1 総務省ホームページ「個人住民税の概要」より抜粋。

2 平成28年度課税現在の概要である。

## 個人住民税（所得割）、所得税の税率構造



注 総務省ホームページ「個人住民税の概要」をもとに作成。

# 所得控除の概要

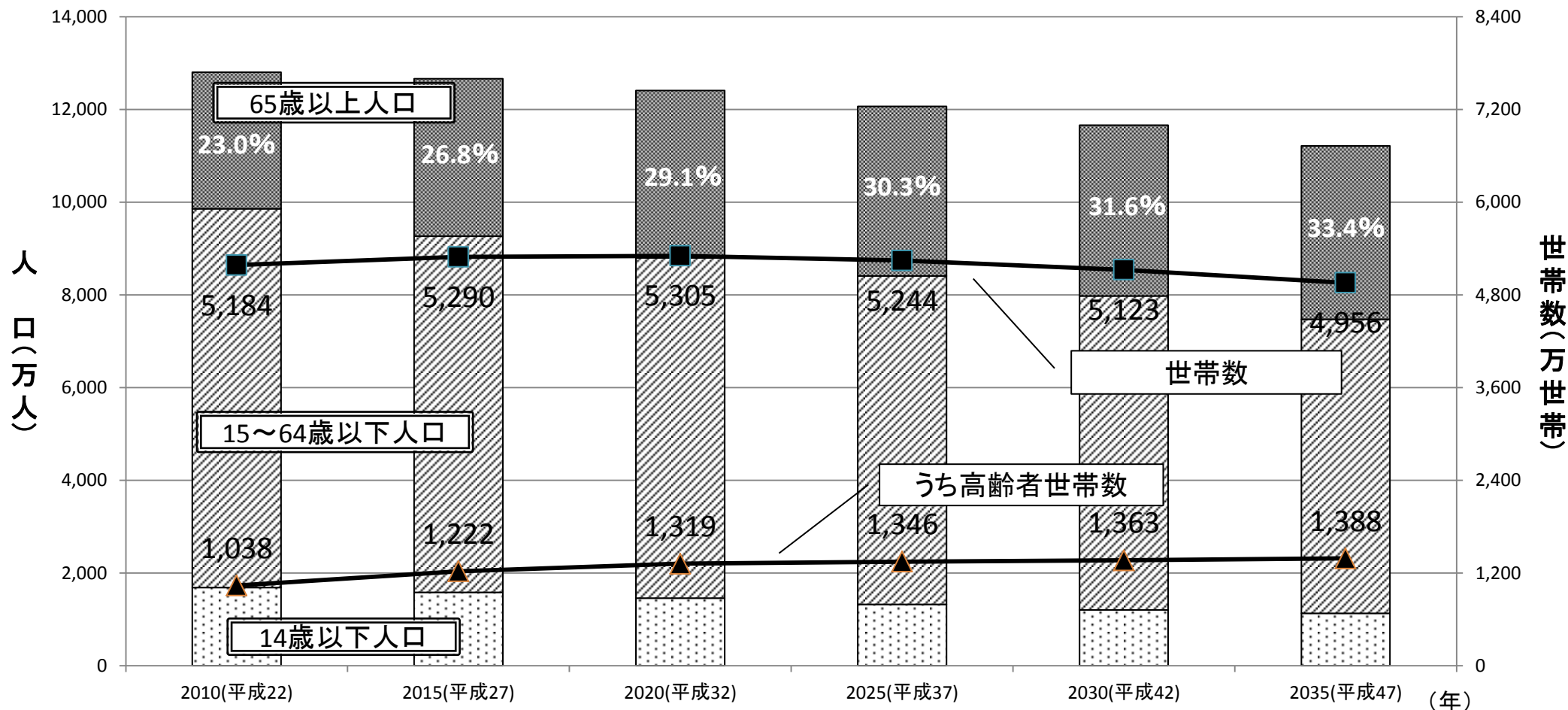
種類	控除額		対象	備考		
	所得税	個人住民税				
基礎的な 人的控除	基礎控除	38万円	33万円	本人		
	配偶者控除			生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者を有する者		
		一般の控除対象配偶者	38万円	33万円	年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	
		老人控除対象配偶者	48万円	38万円	年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	
	配偶者特別控除	最高38万円	最高33万円	生計を一にし、かつ、年間所得が38万円超76万円未満である配偶者を有し、本人の年間所得が1,000万円以下である者		
	扶養控除			生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等を有する者		
		一般の扶養親族	38万円	33万円	年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	
		特定扶養親族	63万円	45万円	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	
老人扶養親族		48万円	38万円	年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	同居老親等加算あり	
特別な 人的控除	障害者控除	27万円	26万円	① 障害者である者 ② 障害者である控除対象配偶者または扶養親族を有する者		
		(特別障害者控除)	40万円	30万円	① 特別障害者である者 ② 特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族を有する者	
		(同居特別障害者控除)	75万円	53万円	特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	
	寡婦控除	27万円	26万円	① 夫と死別した者で、かつ年間所得が500万円以下である者 ② 夫と死別または離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	特別寡婦加算あり	
	寡夫控除	27万円	26万円	妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有し、かつ、年間所得が500万円以下である者		
	勤労学生控除	27万円	26万円	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等で、年間所得が65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下である者		
その他 控除	雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失額+災害関連支出額) - 年間所得金額 × 10% ② 災害関連支出額 - 5万円		① 住宅家財等について災害、盗難、横領による損失を生じた場合 ② 災害関連支出額がある場合		
	医療費控除	(支払った医療費) - (年間所得金額) × 5% ※10万円超の際は10万円		納税者又は納税者と生計を一にする配偶者等の医療費を支払った場合	控除限度額は200万円	
	社会保険料控除	支払った社会保険料の額		社会保険料を支払った場合		
	小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の額		小規模企業共済掛金等を支払った場合		
	生命保険料控除	最高各4万円 <sup>注3</sup>	最高各2.8万円 <sup>注3</sup>	一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合	所得税の合計適用限度額は12万円 個人住民税の合計適用限度額は7万円	
	地震保険料控除	最高5万円	最高2.5万円	地震保険料を支払った場合		
	寄附金控除	次のいずれか低い方の金額 ① 特定寄附金の合計 ② 年間所得金額 × 40% -2千円	税額控除あり	特定寄附金を支出した場合	所得税については、寄附金のうち一定のものについて税額控除と選択可能	

注1 財務省ホームページ資料等をもとに作成。

2 本表の所得控除については、所得税は平成28年5月末現在のものであり、個人住民税については平成28年度分に適用されるものである。

3 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除額である。

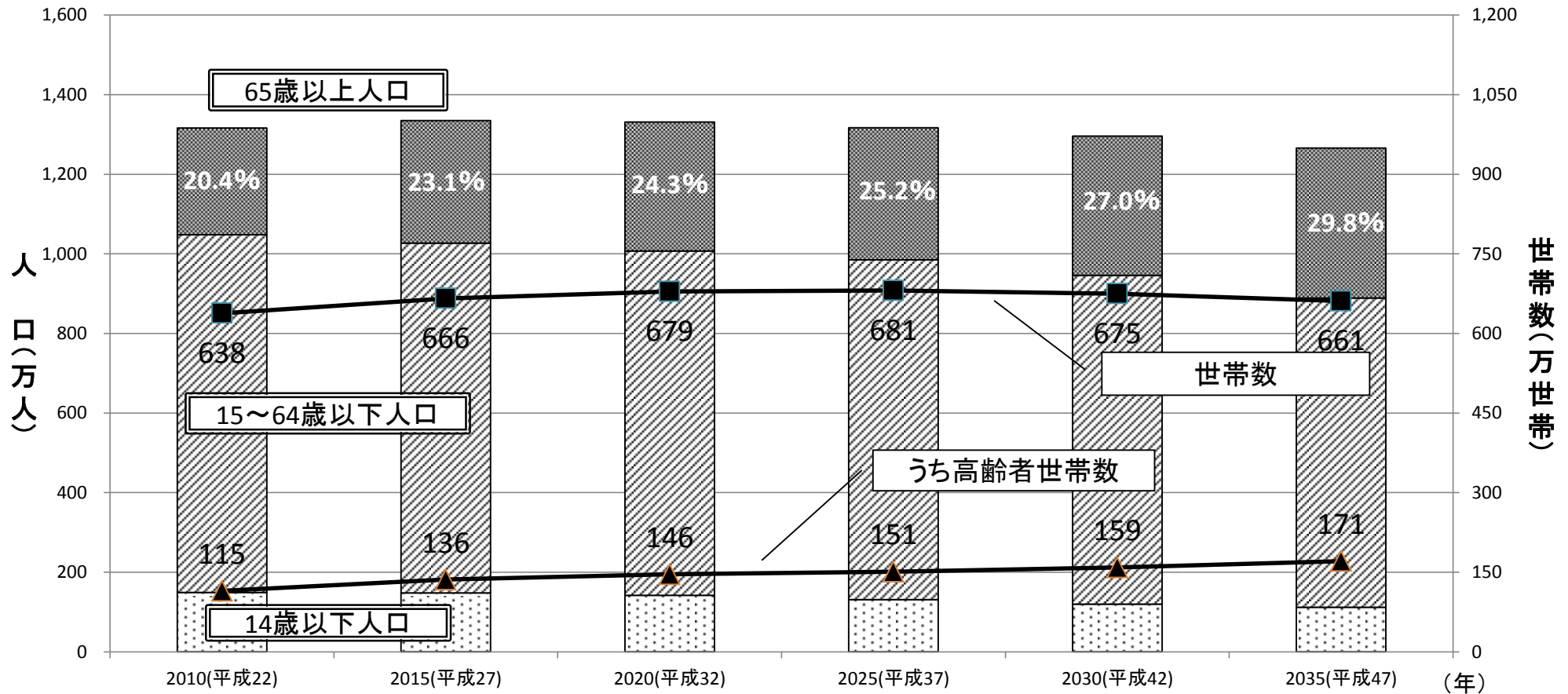
## 人口、高齢化率、世帯数の推計（全国）



- 注 1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」及び「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2014年4月推計）」をもとに作成。
- 2 人口については、平成22年の国勢調査を基に平成22年10月1日から平成47年10月1日までの25年間（5年ごと）について推計したもの。
- 3 棒グラフ内の数値（%）は、高齢化率（65歳以上の人口割合）を表す。
- 4 高齢者世帯数とは、世帯主の年齢が65歳以上であり、かつ単独世帯と夫婦のみ世帯の合計数を指す。



## 人口、高齢化率、世帯数の推計（東京都）



- 注1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」及び「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2014年4月推計）」をもとに作成。
- 2 人口については、平成22年の国勢調査を基に平成22年10月1日から平成47年10月1日までの25年間（5年ごと）について推計したもの。
- 3 棒グラフ内の数値（%）は、高齢化率（65歳以上の人口割合）を表す。
- 4 高齢者世帯数とは、世帯主の年齢が65歳以上であり、かつ単独世帯と夫婦のみ世帯の合計数を指す。

## 個人所得課税の国際比較

区分		国名	日本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
			(昭和61年度)	(平成28年度)				
国税収入に占める 個人所得課税(国税)収入の割合			39.3%	30.0%	(連邦) 74.5%	36.3%	40.4%	37.1%
国民所得に占める 個人所得課税(国税)負担割合 [地方税を含めた場合]			6.3% [9.0%]	4.8% [8.1%]	9.8% [含む州・地方政府 12.4%]	12.3%	10.7% [12.8%]	12.0%
税率	最低税率(所得税)		10.5%	5%	10%	20%	0%	0%
	最高税率(所得税) [地方税等を含めた場合]		70% [78%]	45% [55%]	39.6% [約52.3%]	45%	45% [47.475%]	45% [53%]
税率の刻み数 [地方税等の税率の刻み数]			15 [14]	7 [1]	7 [8.5]	3	-	5 [1]

注1 財務省ホームページより抜粋。

2 日本については、28年度の「個人所得課税収入の割合」及び「個人所得課税負担割合」は当初予算ベースであり、61年度の「地方税等を含めた最高税率」は賦課制限適用後の税率である。なお、日本の所得税の最高税率については、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)により、実質的に45.95%となる。

3 「個人所得課税(国税)収入の割合」及び「個人所得課税(国税)負担割合」は、個人所得に課される租税に係るものであり、所得税の他、ドイツについては連帯付加税(算出税額の5.5%)、フランスについては社会保障関連諸税(原則として計8%)が含まれている。なお、ドイツについては連邦税、州税及び共有税(所得税、法人税及び付加価値税)のうち連邦及び州に配分されるものについての税収を国税収入として算出している。

4 「税率」・「税率の刻み数」における地方税等については、アメリカはニューヨーク市の場合の州税・市税、ドイツは連帯付加税を含んでいる。フランスは社会保障関連諸税を含んでいる一方、所得に対して0%~4%(3段階)の高額所得に対する所得課税を含んでいない(財政赤字が解消するまでの時限措置として、2012年1月より導入)。また、税率の刻み数におけるアメリカの地方税等の税率の刻み数は、州税が8、市税が5である。なお、ドイツでは、税率表に従って税額が決定されるため、税率ブラケットは存在しない。

5 諸外国は2016年1月適用の税法に基づく。

6 諸外国の個人所得課税収入の割合及び個人所得課税負担割合は、OECD“Revenue Statistics 1965-2014”及び同“National Accounts”に基づく2013年の数値である。なお、端数は四捨五入している。

# 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」の概要①

## (政府税制調査会・平成27年11月)

### ●これまでの検討

- 「骨太方針2015」においては、「将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する」との方向性が示された。
- 当調査会では、これに先だって、平成26年11月に「一次レポート」において「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」への配慮の重要性を指摘し、働き方の多様化等を踏まえ、より深く検討を行うべき課題を示した。「骨太方針2015」の方向性は、当調査会の問題意識と軌を一にするもの。

### ●個人所得課税のあり方の検討にあたっての論点

- 1、結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得層に配慮する観点からの所得控除方式の見直し
- 2、働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性
- 3、老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

### ●今後の検討にあたって

- 今後の中長期的な税制のあり方については、少子高齢化の進展や人口減少を踏まえ、勤労世代に負担が偏らず、資本蓄積を極力、阻害しないものとするのが重要。また、経済活動や資本移動のグローバル化を踏まえると、国境を越えて移動する所得に対する課税には限界があり、その中で、社会保障等の公的サービスの財源を安定的に確保していく必要。
- 国民が安心して暮らせる社会を構築するという目的は、個人所得課税及び資産課税の改革のみによって達することはできない。税制のみならず、教育再生や成長戦略の実行、社会保障制度や労働政策といった関連する制度・政策との連携を含め、総合的な対応が必要。
- 家族のあり方や働き方など国民の価値観に深く関わるものであることから、幅広く丁寧な国民的議論を期待。当調査会としては、本論点整理を踏まえ、中期答申に向けてさらに検討を深化。

注 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（平成27年11月）をもとに作成。

# 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」の概要②

(政府税制調査会・平成27年11月)

## ●個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

### 1、結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得者層に配慮する観点からの所得控除方式の見直し

- 若年層を中心とする低所得層の働く意欲を阻害せず、安心して子どもを産み育てられる生活基盤の確保を後押しするため、  
・所得控除方式の見直しにより、所得再分配機能の回復を図るとともに、  
・「一次レポート」で提示した選択肢(※)についてさらに検討を深める必要。
- 家族の形成を社会全体で支えるという視点も重要。

※A案：配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充  
B案：いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充  
C案：「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充

### 2、働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性

- 税負担の調整のあり方としては、所得再分配機能の回復や家族のセーフティネット機能の再構築といった視点から、所得の種類ごとに負担調整を行うのではなく、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う「人的控除」の役割を高めていく必要。
- 「人的控除」の役割を高める中、今後、「所得計算上の控除」と「人的控除」のあり方を全体として検討していく必要。

### 3、老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

- 金融所得や企業年金・個人年金等に関連する税制上の諸制度について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に幅広く検討していく必要。
- 金融所得課税の一体化を引き続き進めていく必要。その際、勤労所得との間での負担の公平感にも留意する必要。

注 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（平成27年11月）をもとに作成。

## 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（地方税関係）の概要 （政府税制調査会・平成27年11月）

### ● 地域の公的社会サービスを支える個人所得課税（個人住民税）のあり方

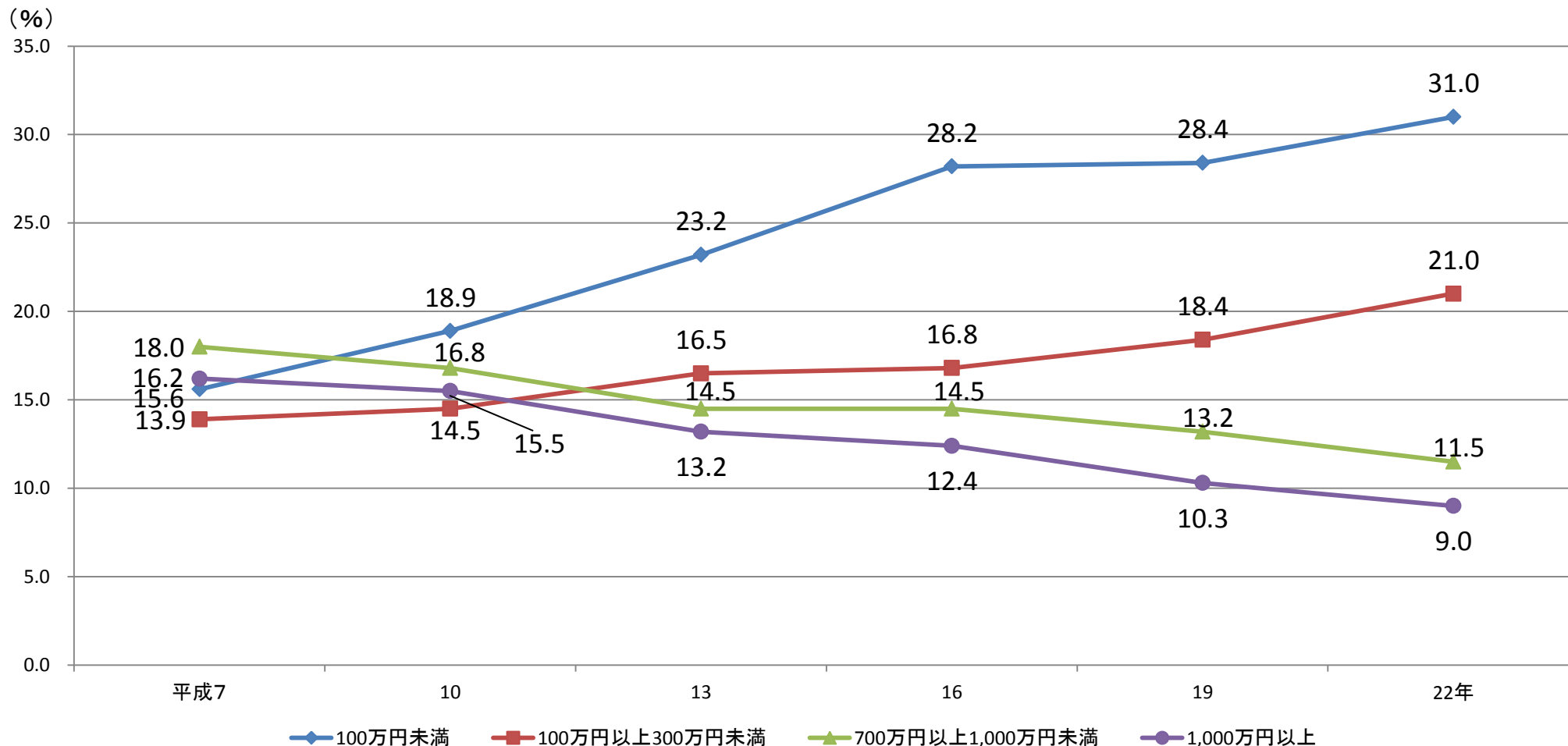
- 人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行。  
働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下。  
→ 地方公共団体が地域の実情に即した住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠
- 個人住民税は地域社会の会費的性格（地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格）を有している。  
→ 均等割の存在  
所得割（比例税率）における低めの課税最低限の設定
- 社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられている。  
→ 社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンク



- 個人住民税については、個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、地方公共団体の財源の適切な確保という観点で極めて重要。
  - ・ 個人住民税が比例税率であるため、控除方式の選択による税負担調整効果に制約があることに留意
  - ・ マクロでの財源確保と併せ、**税収の地域間格差を拡大しないことも重要**
- 広く住民が負担すべきであることを踏まえ、納税義務者数の減少を招かないように留意。
- 個人住民税制度の検討にあたっては、**社会保障制度との整合性も念頭に置く必要**。

注 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（平成27年11月）をもとに作成。

## 当初所得階級別の世帯割合の推移

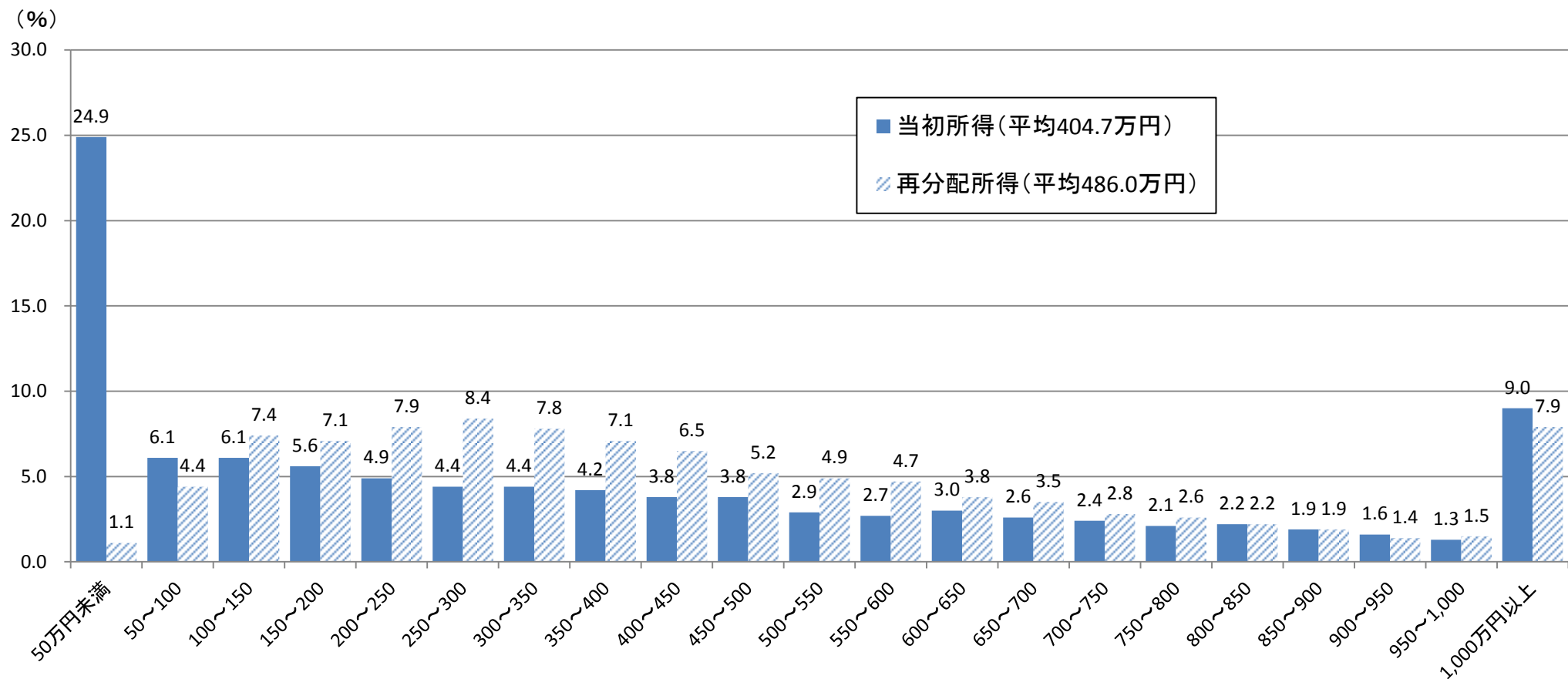


注1 厚生労働省「所得再分配調査報告書」（平成14、17、20、23年）及び「所得再分配調査結果」（平成8、11年）をもとに作成。

2 当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額）を合計し、世帯単位で集計を行ったものである。ここでいう雇用者所得とは、世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含み、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めている。事業所得とは、世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。農耕・畜産所得とは、世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。財産所得とは、世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。家内労働所得とは、世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。

3 数値は、各年1月1日から12月31日までの状況を表す。

## 所得再分配による所得階級別の世帯分布の変化（平成22年）

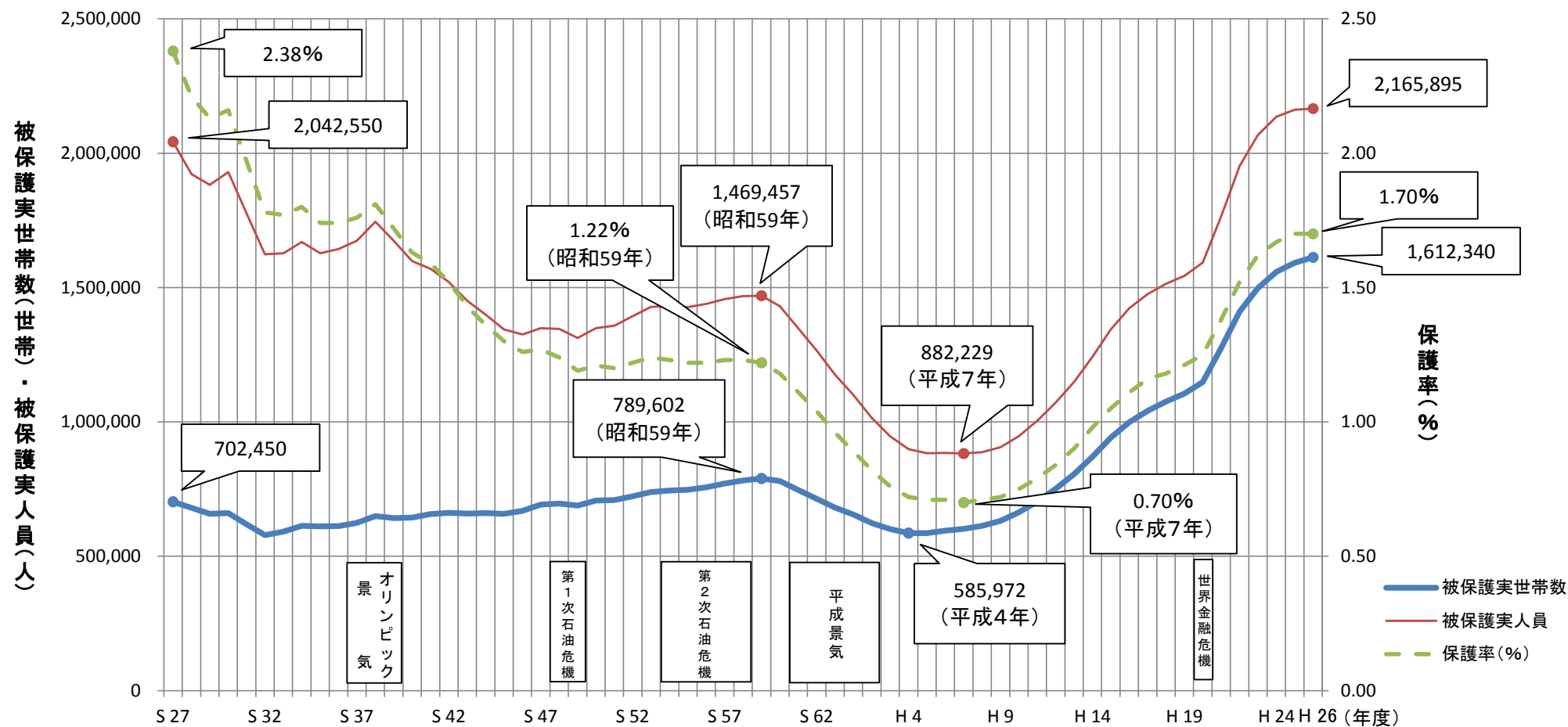


注1 厚生労働省「所得再分配調査報告書」（平成23年）をもとに作成。

2 当初所得は、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額）を合計し、再分配所得は、当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保険給付（現金、現物）を加え、世帯単位で集計を行ったものである。ここでいう雇用者所得とは、世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含み、給料などの支払いに代わって行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めている。事業所得とは、世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。農耕・畜産所得とは、世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。財産所得とは、世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。家内労働所得とは、世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。

3 数値は、平成22年1月1日から12月31日までの状況を表す。

## 被保護実世帯数、被保護実人員、保護率の年次推移（全国）

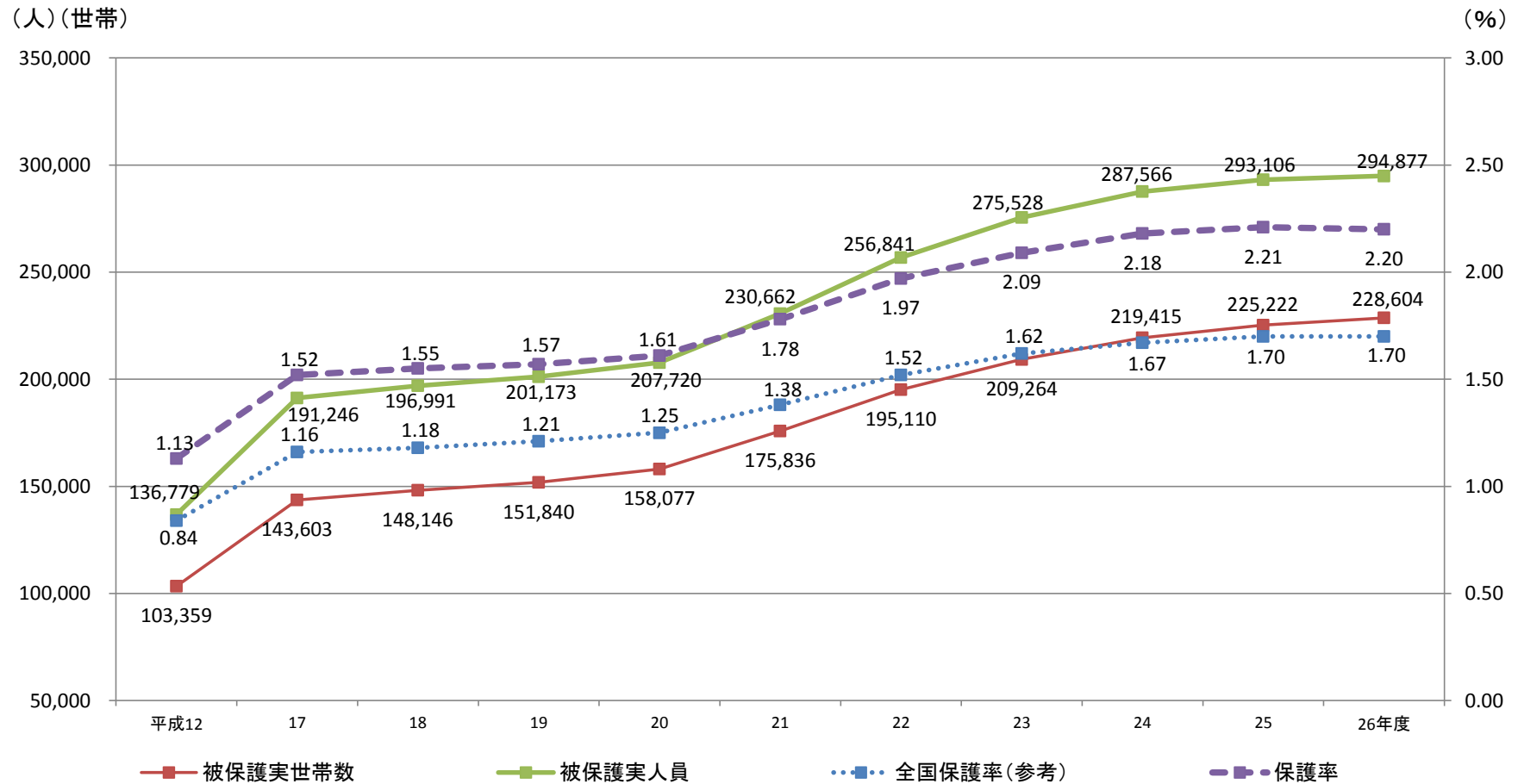


注1 厚生労働省「被保護者調査」及び「社会・援護局関係主管課長会議資料（平成27年3月9日）」、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報『生活保護』に関する公的統計データ一覧」より作成。

2 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口（昭和30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 平成2, 7, 12, 17, 22年度は国勢調査人口）で除したものである。



## 被保護実世帯数、被保護実人員、保護率の年次推移（東京都）



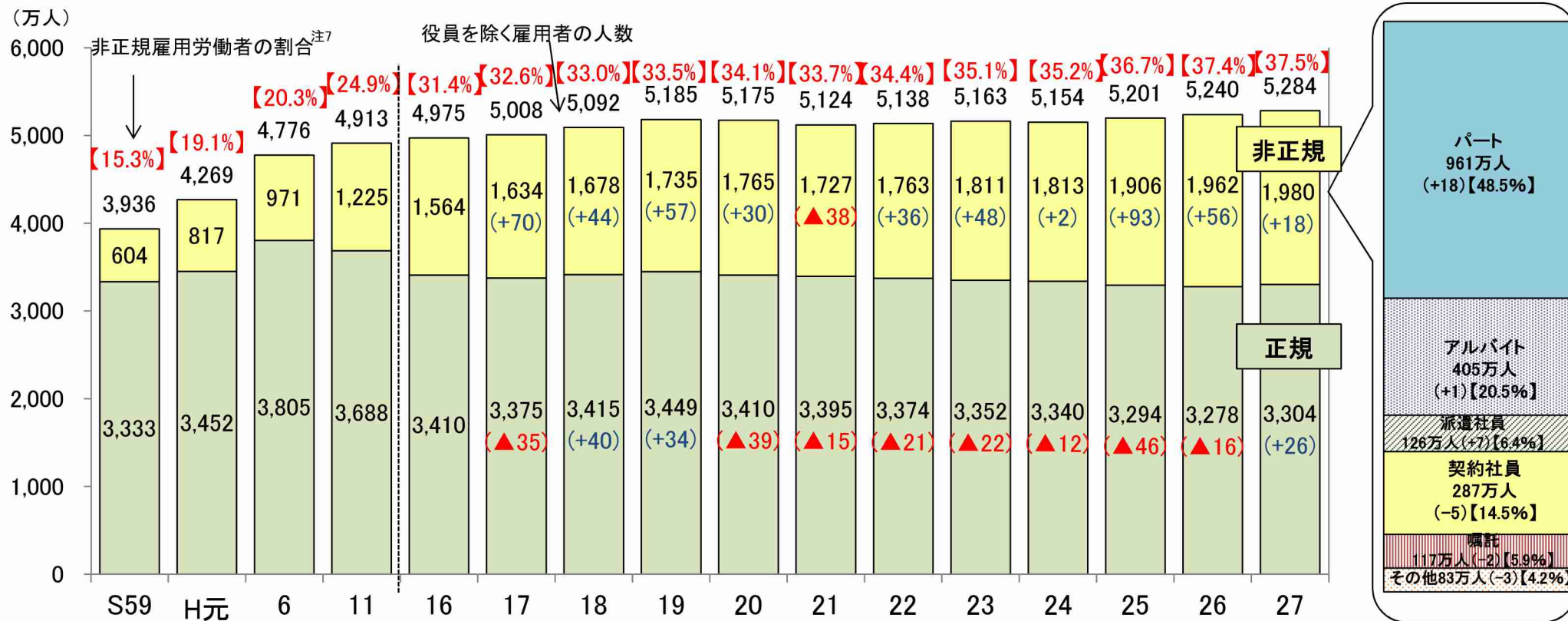
注1 東京都福祉保健局「平成21年度年報（福祉・衛生行政統計）」、「平成26年度年報（福祉・衛生行政統計）」、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報『生活保護』に関する公的統計データ一覧」をもとに作成。

2 被保護実世帯数及び被保護実人員は、保護停止中の世帯及び人員を含む。

3 保護率算定の基礎人口は、東京都総務局「東京都の人口（推計）」（毎年10月1日）をもとにしている。

4 全国保護率（参考）の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口（平成12, 17, 22年度は国勢調査人口）で除したものである。

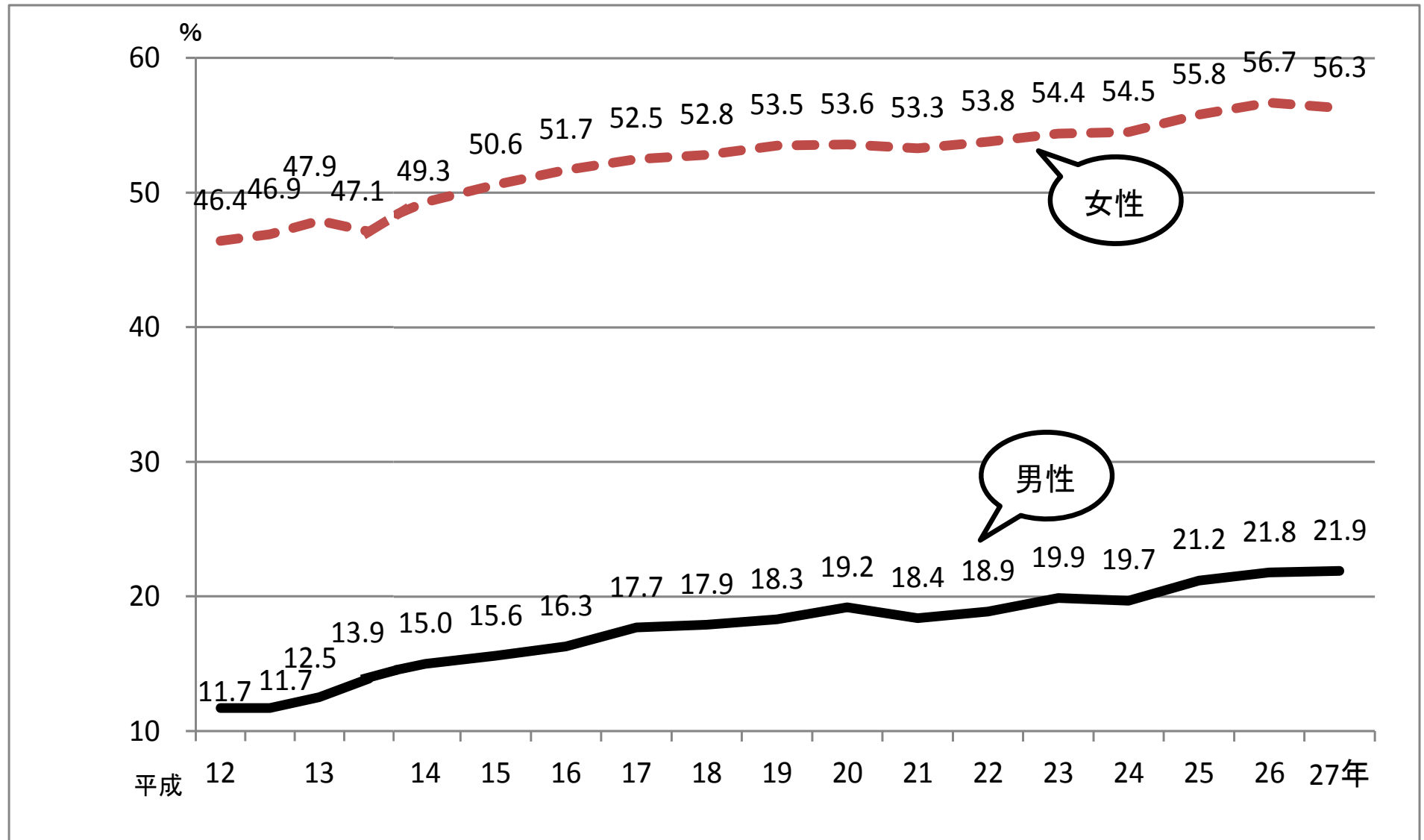
# 正規雇用・非正規雇用労働者の推移（全国）



（資料出所）平成11年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

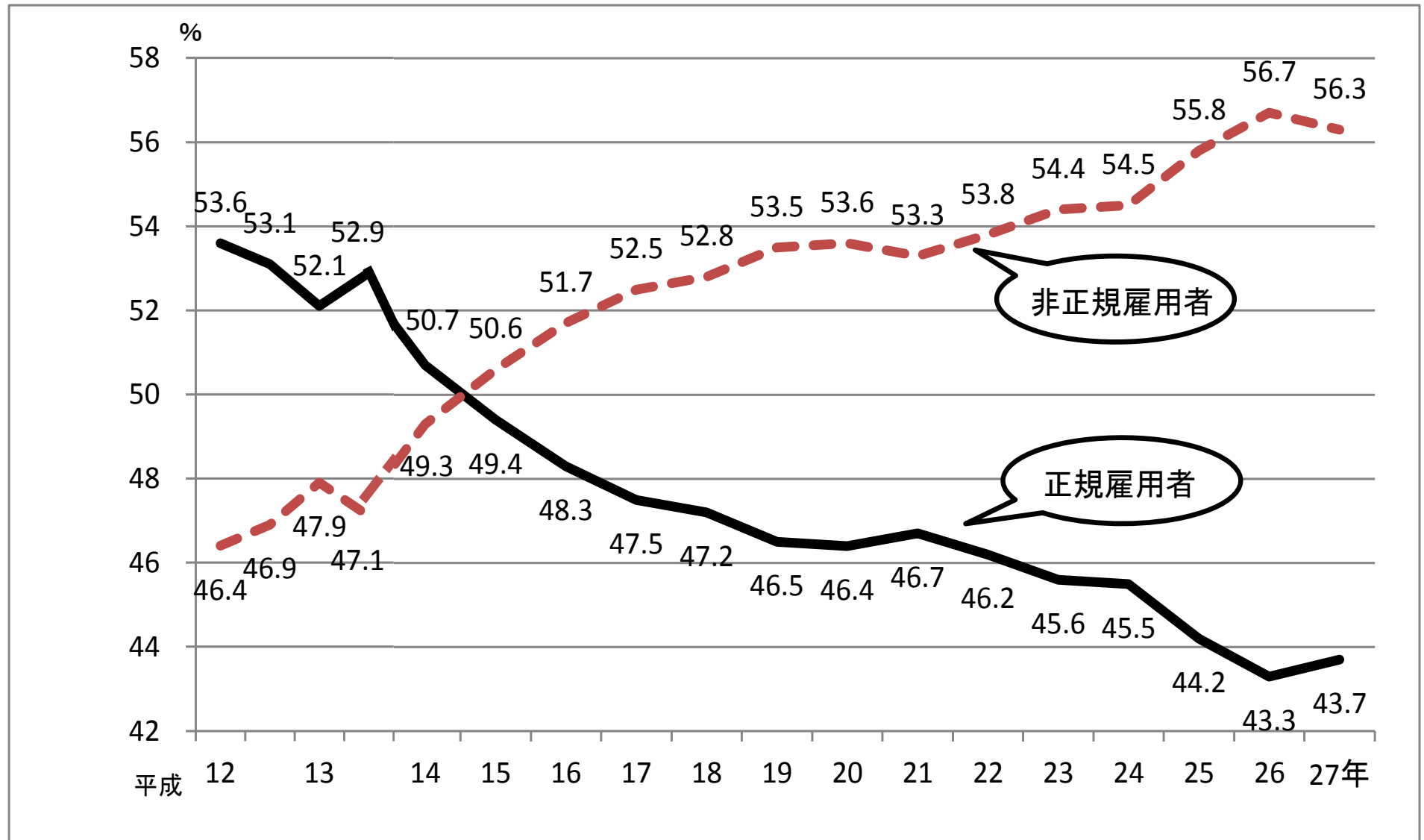
- 注1 厚生労働省「非正規雇用の現状と課題」より抜粋。  
 注2 平成17年から平成22年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。  
 注3 平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（平成22年国勢調査基準）。  
 注4 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。  
 注5 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。  
 注6 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。  
 注7 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

## 非正規雇用者の割合の推移（男女別）



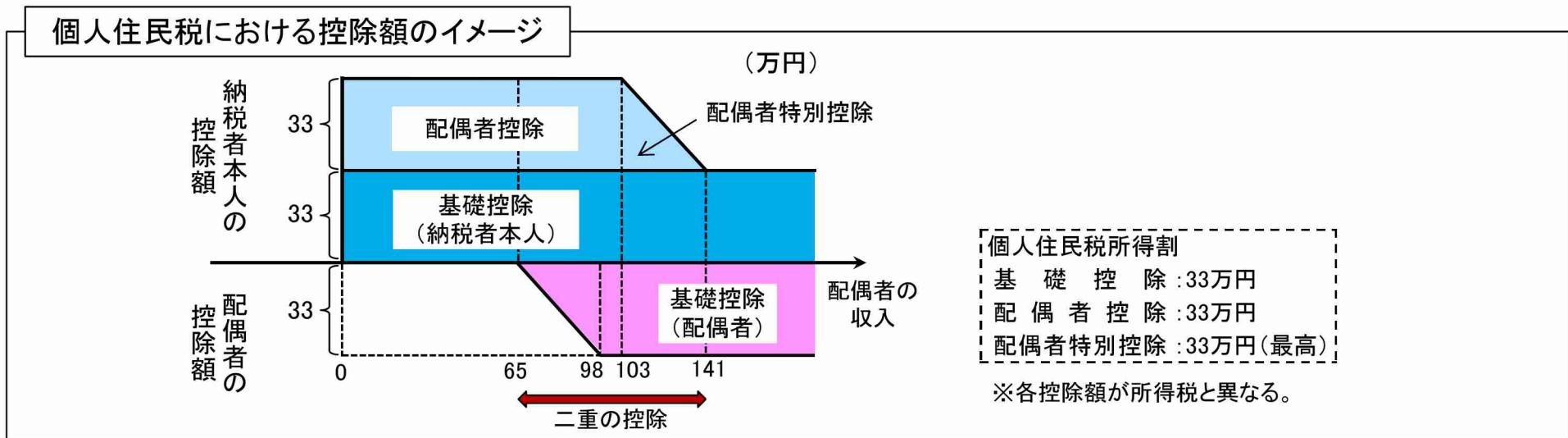
注1 平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」年次数値、平成12～13年は総務省「労働力調査（特別調査）」各年の2月及び8月の数値により作成。  
注2 「役員を除く雇用者」に占める「非正規の職員・従業員」の割合を男女別に集計。

## 女性労働者における正規雇用者と非正規雇用者の割合の推移



注1 平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」年次数値、平成12～13年は総務省「労働力調査（特別調査）」各年の2月及び8月の数値により作成。  
 2 女性について、「役員を除く雇用者」に占める「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」の割合を集計。

# 個人住民税の控除額と非課税限度額制度



## 非課税限度額制度

⇒ 一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない独自の制度

$$\text{所得金額} \leq \boxed{\text{基本額}} \times \text{世帯人員数} + \boxed{\text{加算額}}$$

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

(注2) 世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数

(注3) 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注4) 均等割の非課税限度額もあり、基本額35万円及び加算額21万円に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」(抄)

(平成26年11月 政府税制調査会)

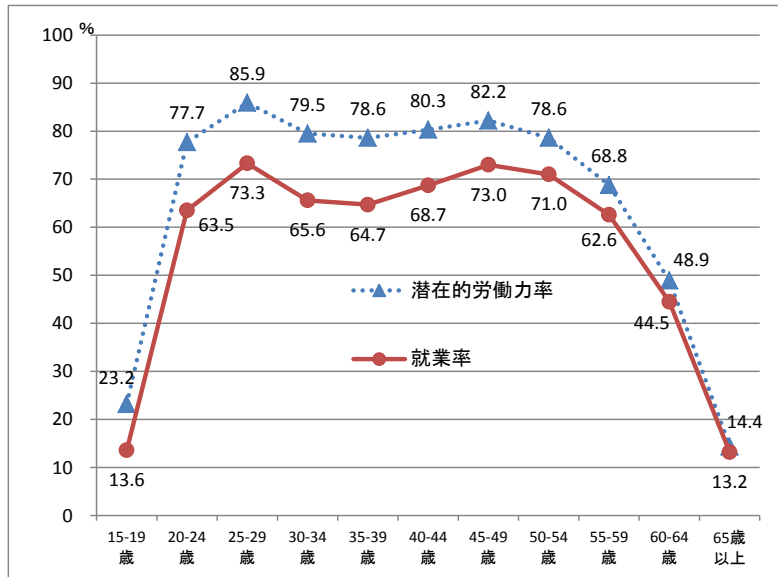
### 4. 選択肢を踏まえた今後の検討について

- (3) 諸控除のあり方の検討にあたっては、個人住民税において独自に設けられている非課税限度額制度との関係についても検討が必要となる。また、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、所得税や個人住民税が非課税であることやその課税所得金額が用いられていることにも留意が必要である。

# 女性の就業状況及び仕事と家庭の両立をめぐる現状

- 出産・育児を機に労働市場から退出する女性が多い。
- 特に子育て期の女性において、実際の労働力率と潜在的な労働力率の差が大きい。
- 約6割の女性が出産・育児により退職している。

女性の就業状況(平成24年)



- 女性の労働力人口 2,766万人(男性3,789万人)
- 女性の労働力率 15歳以上 48.2%(男性70.8%)  
15歳～64歳 63.4%(男性84.3%)

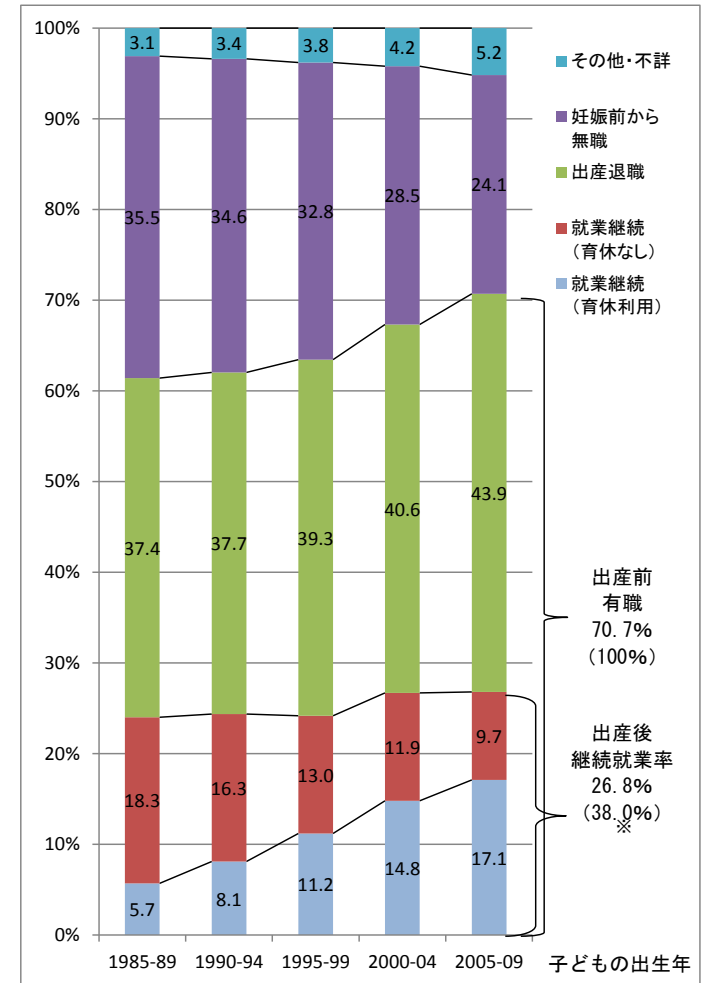
※労働力率 =  $\frac{\text{就業者} + \text{仕事がなく、探している者}}{\text{15歳以上人口}}$

※潜在的労働力率 =  $\frac{\text{就業者} + \text{仕事がなく、探している者} + \text{探していないが、就業を希望している者}}{\text{15歳以上人口}}$

(資料) 総務省「労働力調査」「労働力調査詳細集計」

注 首相官邸ホームページ「第6回社会保障制度改革国民会議」(平成25年3月13日)資料より抜粋。

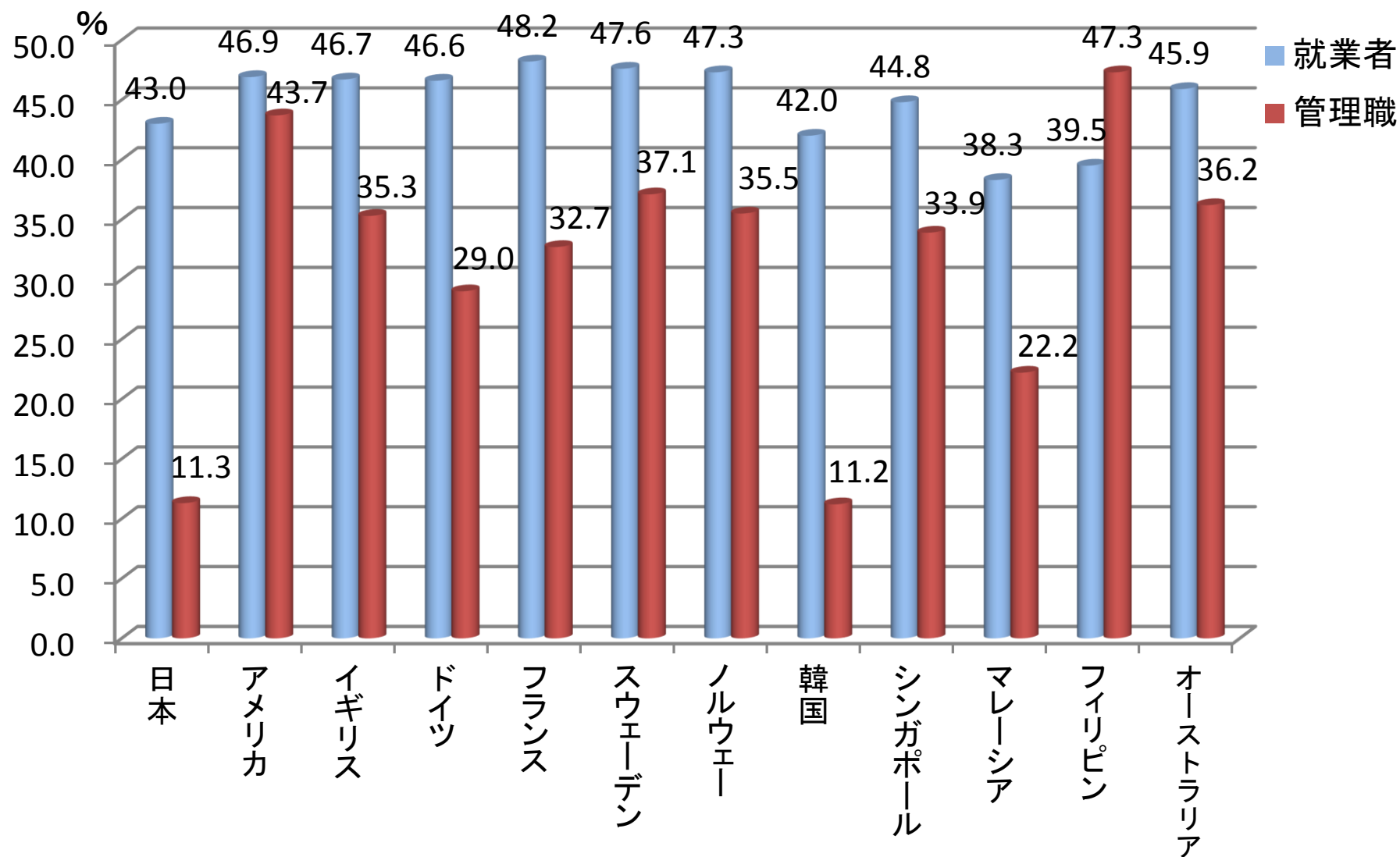
第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



(※) ( )内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出。  
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」



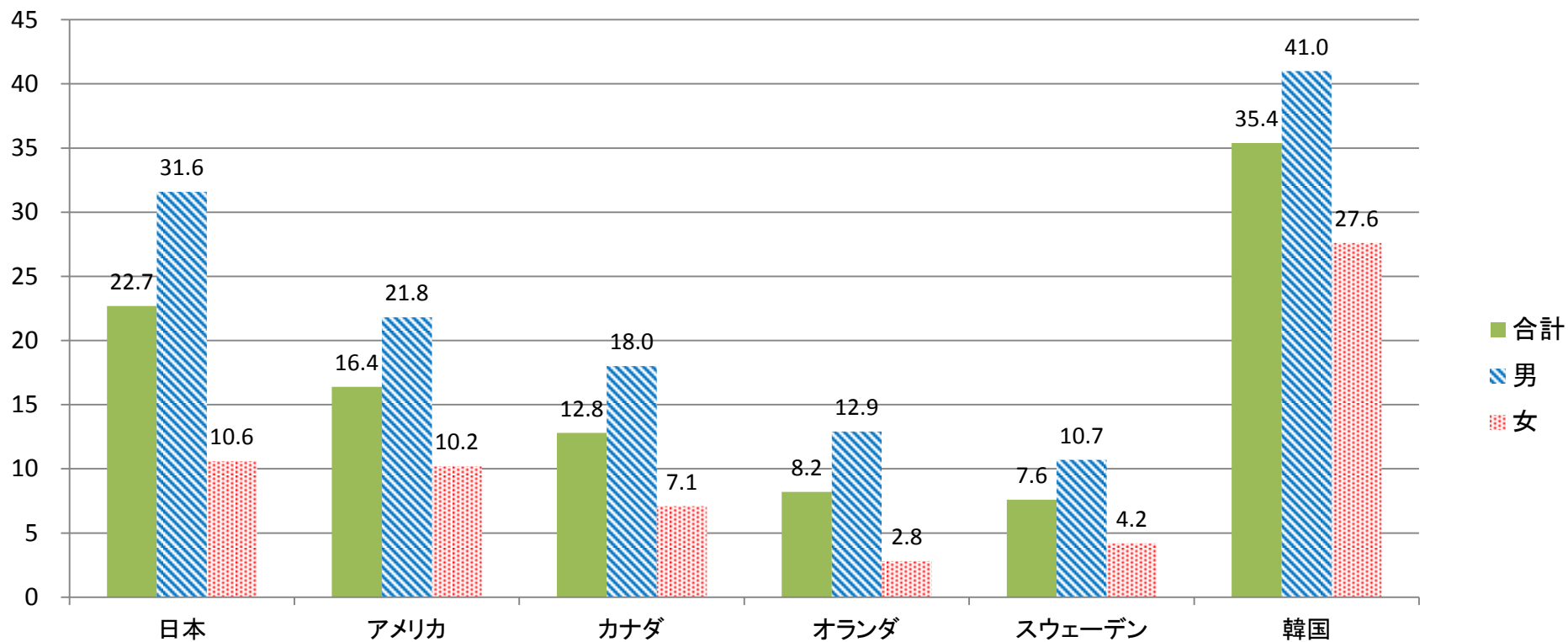
## 就業者及び管理職に占める女性の割合（2014年）



注 独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2016」より抜粋。

## 長時間労働者の割合（国際比較・2012年）

(%)



出典 日本：総務省(2015.1)「労働力調査（基本集計）」

アメリカ(2014年)：BLS(2015.2)Labor Force Statistics from the CPS

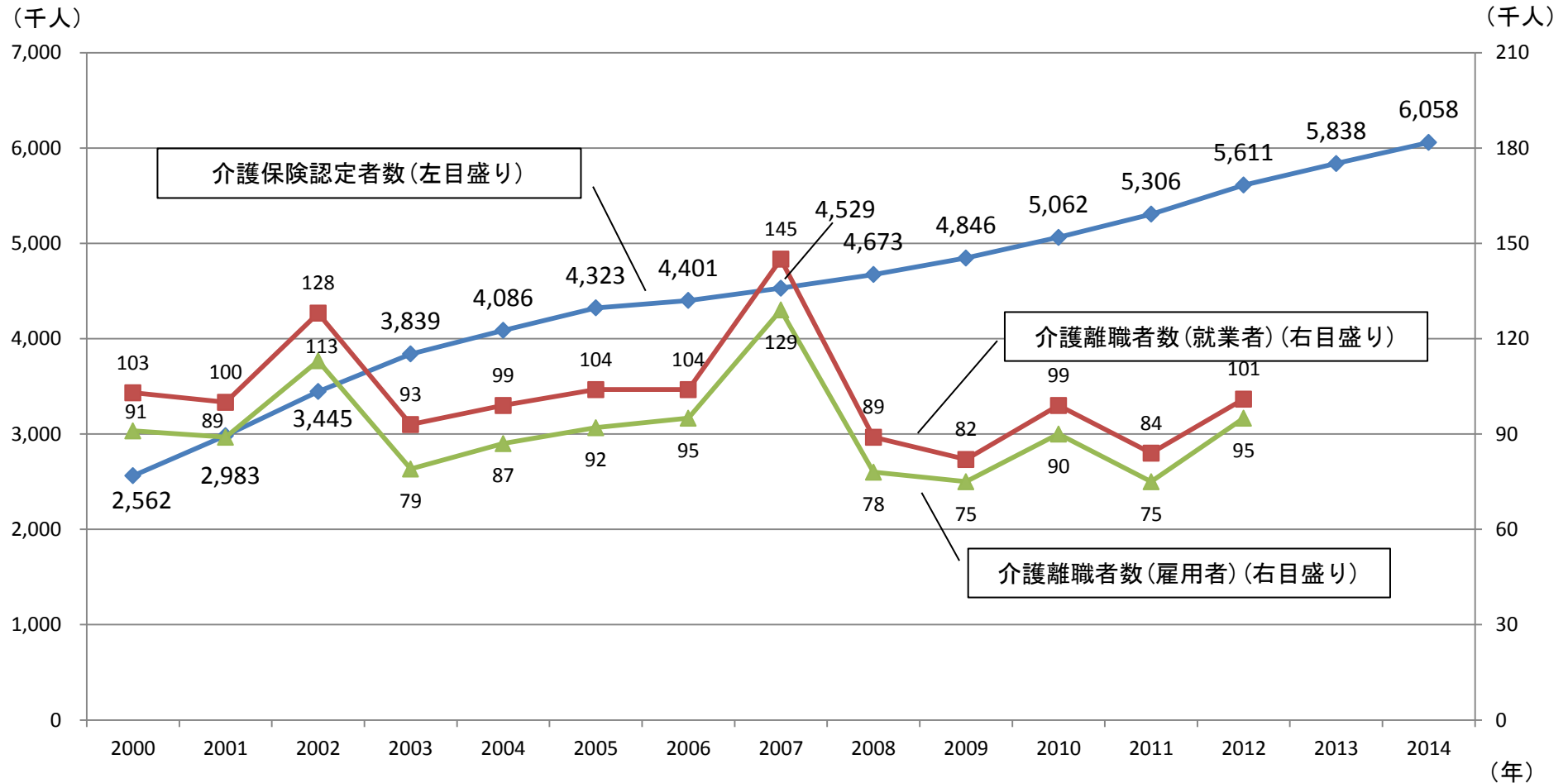
その他：ILOSTAT Database(<http://www.ilo.org/ilostat/>)2015年11月現在

注1 独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2016」をもとに作成。

2 長時間とは、週49時間以上を指す。原則、全産業、就業者を対象としている。



## 要介護者数と介護離職者数の推移



- 注 1 厚生労働省「介護保険事業状況報告」及び総務省「就業構造基本調査」をもとに作成。
- 2 介護保険認定者とは、介護保険制度における要介護認定又は要支援認定を受けた者をいう。介護保険認定者数は、各年度末の数字である。
- 3 介護離職者とは、前職を介護・看護のために離職した者をいう。介護離職者数は、各年の前年10月から当該年9月までの数字である。  
1999年10月から2002年9月までは2002年調査、2002年10月から2007年9月までは2007年調査、2007年10月から2012年9月までは2012年調査による。

# 仕事と介護の両立支援制度の見直し

## 改正の趣旨

- 介護が必要な家族を抱える労働者が介護サービス等を十分に活用できるようにするため、介護休業や柔軟な働き方の制度を様々な組み合わせで対応できるような制度の構築が必要。

## 改正内容【介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備】

	改正内容	現行	改正後
1	<b>介護休業（93日：介護の体制構築のための休業）の分割取得</b>	原則1回に限り、93日まで取得可能	取得回数の実績を踏まえ、介護の始期、終期、その間の期間にそれぞれ対応するという観点から、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業の分割取得を可能とする。
2	<b>介護休暇（年5日）の取得単位の柔軟化</b>	1日単位での取得	半日（所定労働時間の二分の一）単位の取得を可能とする。 <日常的な介護ニーズに対応> 子の看護休暇と同様の制度
3	<b>介護のための所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）</b>	介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能	介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。 <日常的な介護ニーズに対応> 事業主は以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければならない。（措置内容は現行と同じ）①所定労働時間の短縮措置（短時間勤務） ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度
4	<b>介護のための所定外労働の免除（新設）</b>	なし	介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。 <日常的な介護ニーズに対応> ・当該事業主に引き続き雇用された期間が1年未満の労働者等は、労使協定により除外できる。 ・1回の請求につき1月以上1年以内の期間で請求でき、事業の正常な運営を妨げる場合には事業主は請求を拒否できる。
5	<b>有期契約労働者の介護休業の取得要件の緩和</b>	①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上であること、②休業開始予定日から93日を経過する日以降も雇用継続の見込みがあること、③93日経過日から1年経過する日までの間に更新されないことが明らかである者を除く	①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上であること、 ②93日経過日から6カ月を経過する日までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者 とし、取得要件を緩和する。

### 介護休業等の対象家族の範囲の拡大【省令事項】

同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も追加。（現行：配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫）

注1 厚生労働省ホームページ「平成28年改正法の概要」より抜粋。

2 「改正後」は、平成29年1月1日より施行。

3 このほか、平成28年8月1日以降に開始する介護休業から、介護休業給付の給付率が40%から67%へ引き上げられた。

## 子育て支援に関する諸外国の取組（育児休業制度）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
対象者	1歳未満の子を養育する男女労働者	男女労働者(実親、養親、監護者)	男女被用者(実親、養親)	子を自宅で監護、養育する労働者	男女労働者(実親、養親、扶養権引受者)
期間	子が1歳になるまで。一定の要件を満たすと1歳2か月まで延長可能。保育所に入所できないなどの場合は1歳6か月まで延長可能。	生後、養子縁組後などから12か月の間に12週間。但し、夫婦が同一事業所に雇用されている場合は、夫婦で12週間。	子が18歳に達するまで18週間。	子が3歳になるまで最長3年間。3歳から8歳までは、両親休暇期間のうち、2年間で限度に繰延べ可能。	子が3歳に達するまでの間。2014年の法改正により、3人以上の子どもを持つ親は6歳になるまでの間。
形態	全日休暇	1日又は1週間の労働時間短縮	1週間を単位とし、年間4週間まで。	時短勤務との併用受給が可能。	期間中、全日の休暇又はパートタイム労働への移行のいずれかを選択することができる。
有給・無給	規定なし	無給	無給	両親手当を支給	無給
その他	育児休業を取得した一定の条件を満たす労働者に対し、休業取得前の賃金月額額の67%が支給される育児休業給付制度がある。(2014年度から)	介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる。	6歳未満の子を持つ親の育休取得率:11%(2011年)このほか、出産休暇や父親休暇、両親共有休暇などの各種制度がある。	2012年に生まれた子に対する父親の両親手当受給割合:29.3%(2012年1月～2014年3月)	休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない。

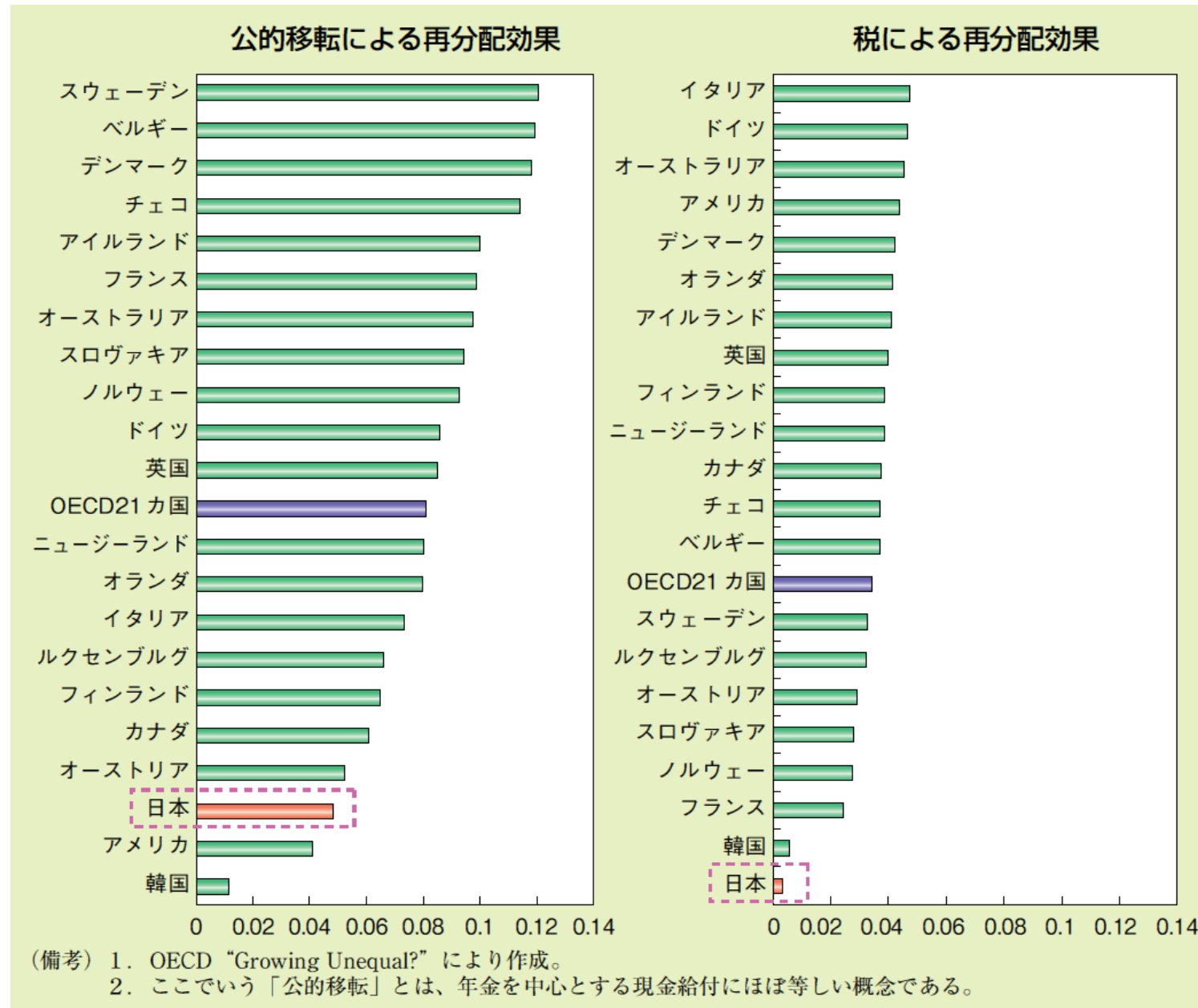
注 独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2016」、厚生労働省「2015年 海外情勢報告」及び「育児・介護休業制度ガイドブック」等をもとに作成。

## 子育て支援に関する諸外国の取組（育児に対する経済的支援）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
名称	児童手当		児童給付	児童手当・育児追加補助金	家族手当・乳幼児迎え入れ手当の基礎手当
管理運営主体	市区町村(公務員は所属庁等で実施)		歳入関税庁	家族金庫(連邦雇用エージェンシー内に付設)、監督指揮権は、連邦家庭省にある	全国家族手当金庫(CNAF)
財源	国、地方(都道府県、市町村)、事業主拠出金等で構成		一般財源	一般財源	企業の拠出金、一般福祉税など租税、諸手当に対する国及び県の負担金(全国家族手当金庫(CNAF)の主な財源,2012年)
受給(適用)要件	年度末年齢15歳以下の児童を養育している父母等	制度なし	16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満)の子の扶養。一定の収入を超える者を世帯に含む場合は、課税対象となる。	18歳未満(失業者は21歳未満、学生は25歳未満、障害者は無制限)の子の扶養。育児追加補助金は、児童手当を受給していることが要件であるほか、所得制限がある。	[家族手当] 20歳未満の子の2人以上の扶養。2015年7月より所得制限が導入された。 [乳幼児迎え入れ手当の基礎手当] 乳幼児(3歳未満)の養育。所得制限あり。
給付内容	所得制限額が設定されており、所得額に応じて給付額に差異がある。(例:夫婦・児童2人世帯の場合、所得制限額は960万円。)		第1子 20.70ポンド/週 第2子以降 13.75ポンド/週 (2015年)	[児童手当] 第1子・第2子は月190ユーロ、 第3子は月196ユーロ、 第4子以降は、1人につき221ユーロ(2016年現在) [育児追加補助金] 子1人につき月額140ユーロ。 新学年の学用品購入用に追加支払いあり。(2009年8月より)	[家族手当] 子の年齢や数に応じて決まる。 [乳幼児迎え入れ手当の基礎手当] 原則、月額194.98ユーロ(2016年1月1日現在)
備考	—		—	児童手当か児童扶養控除か有利な方が適用されるほか、社会保障上の優遇措置がある。	上記以外に、様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。

注 独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2016」、厚生労働省「2015年 海外情勢報告」及び「育児・介護休業制度ガイドブック」等をもとに作成。

# 再分配効果の国際比較



注1 「平成21年度年次経済財政報告」（内閣府）より抜粋。

注2 表の数値は、「集中度係数」の数値である。「集中度係数」は、ジニ係数と同様の方法で算出されるが、個人の稼得所得ではなく、世帯の等価可処分所得を基に所得区分を分けている点が異なる。なお、所得等の用語の定義は“Growing Unequal?” (OECD)に基づく。

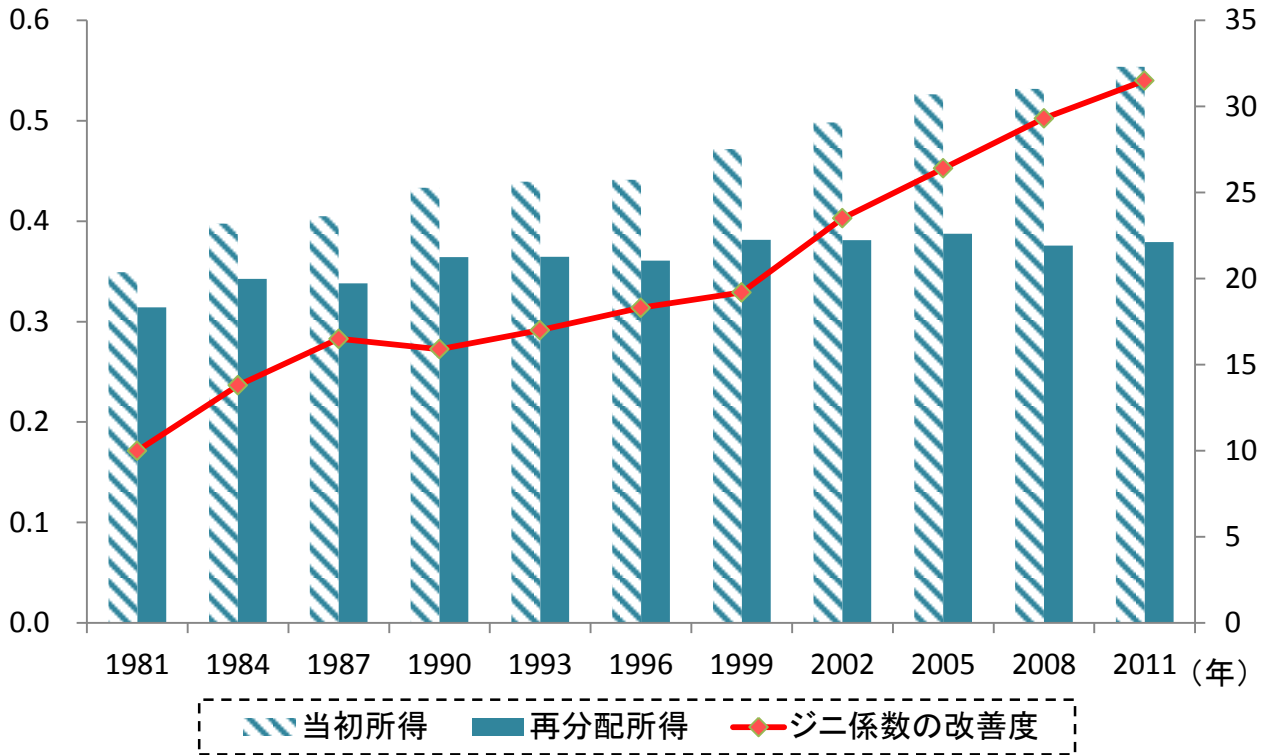


# 再分配前後の所得格差(ジニ係数)と改善度の推移

## (1) 再分配前後のジニ係数と改善度の推移

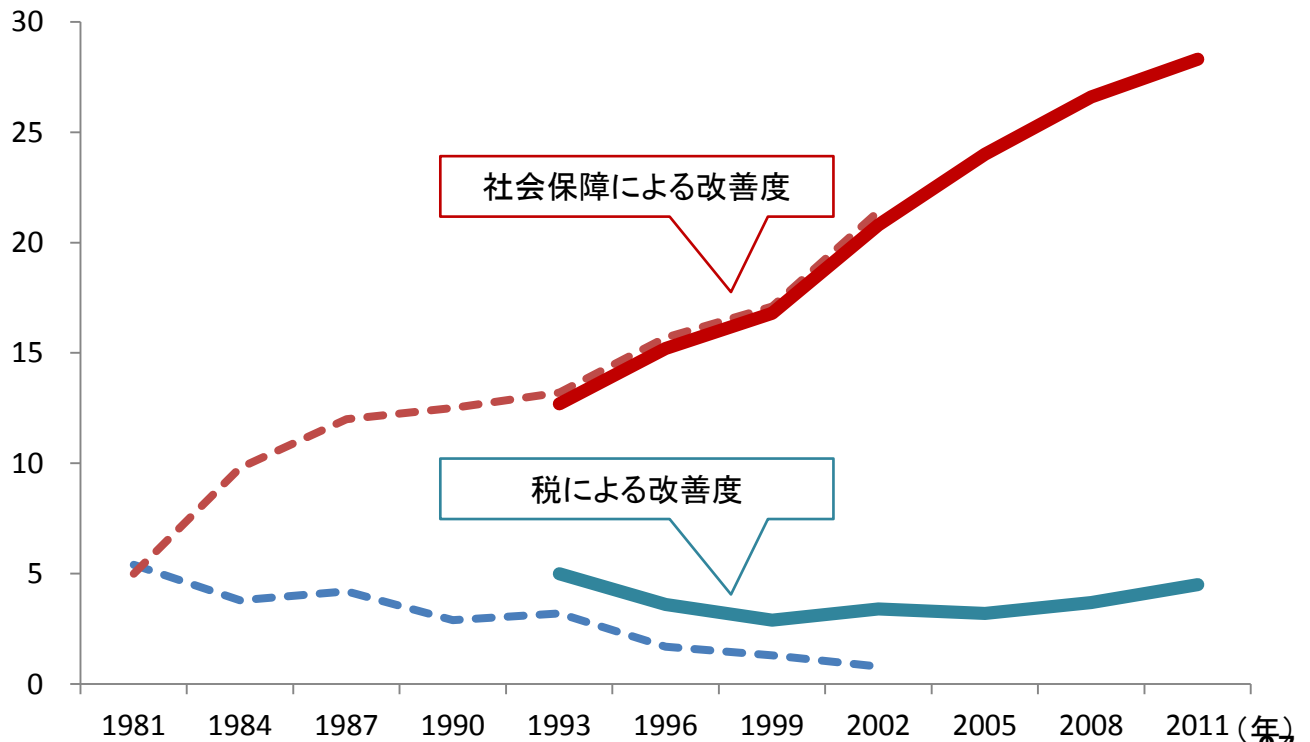
(ジニ係数)

(改善度・%)



## (2) ジニ係数の改善度寄与度分解

(改善度・%)



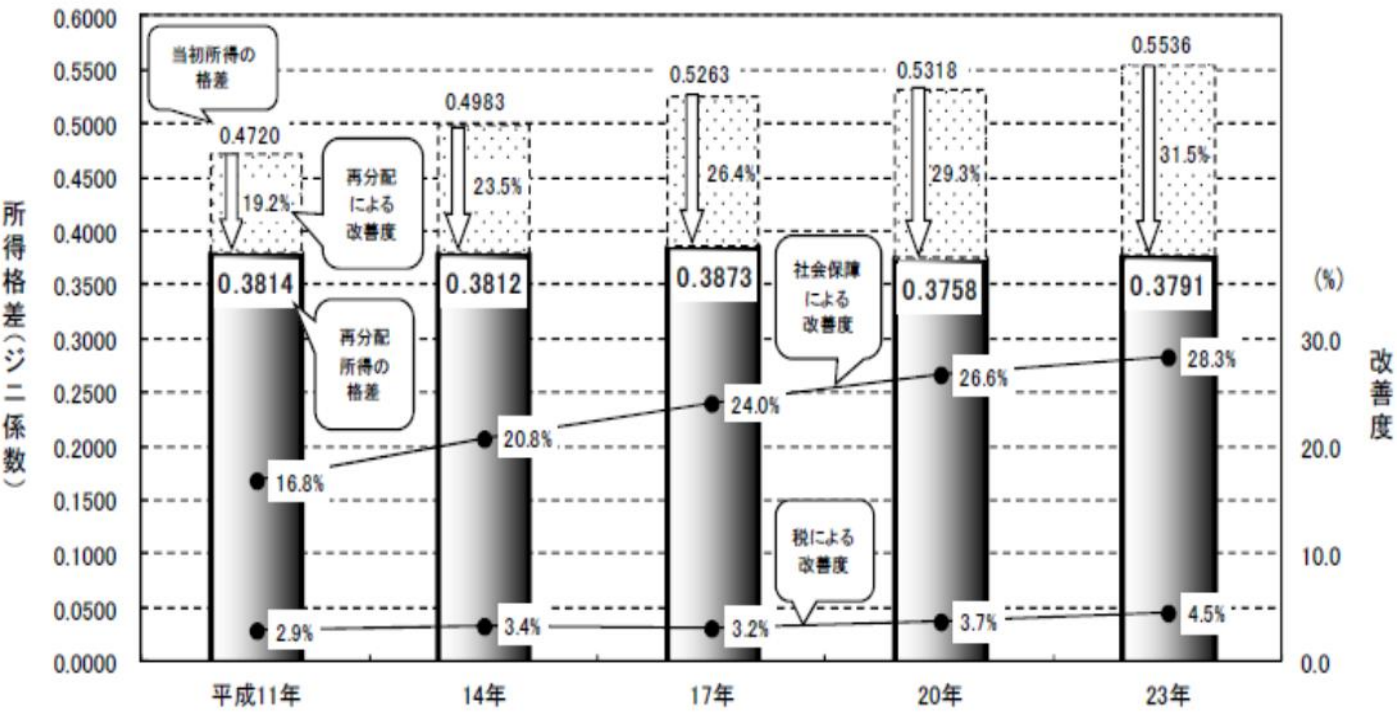
注1 厚生労働省「所得再分配調査」より作成。

2 ジニ係数改善度寄与度の計算方法は2002年調査までと2005年調査以降とは異なる。

(2)図の実線は2005年調査の計算方法を用いて遡及して計算、点線は2002年調査までの計算方法による。

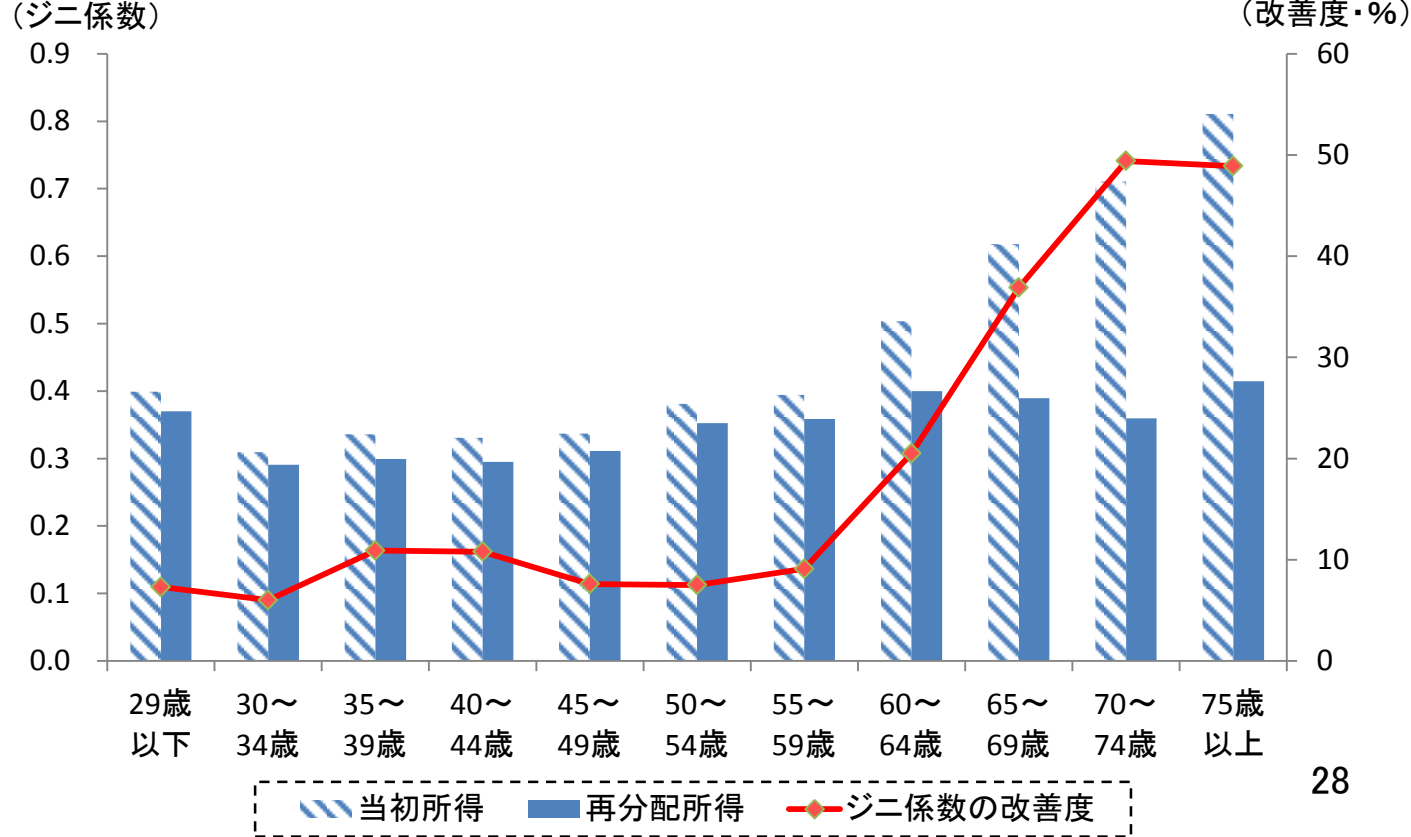
# 所得再分配によるジニ係数の変化

## (1) 所得再分配によるジニ係数の変化



注1 厚生労働省「平成23年所得再分配調査報告書」より抜粋。  
 2 平成11年の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。

## (2) 年齢別再分配前後の所得格差(ジニ係数)の変化

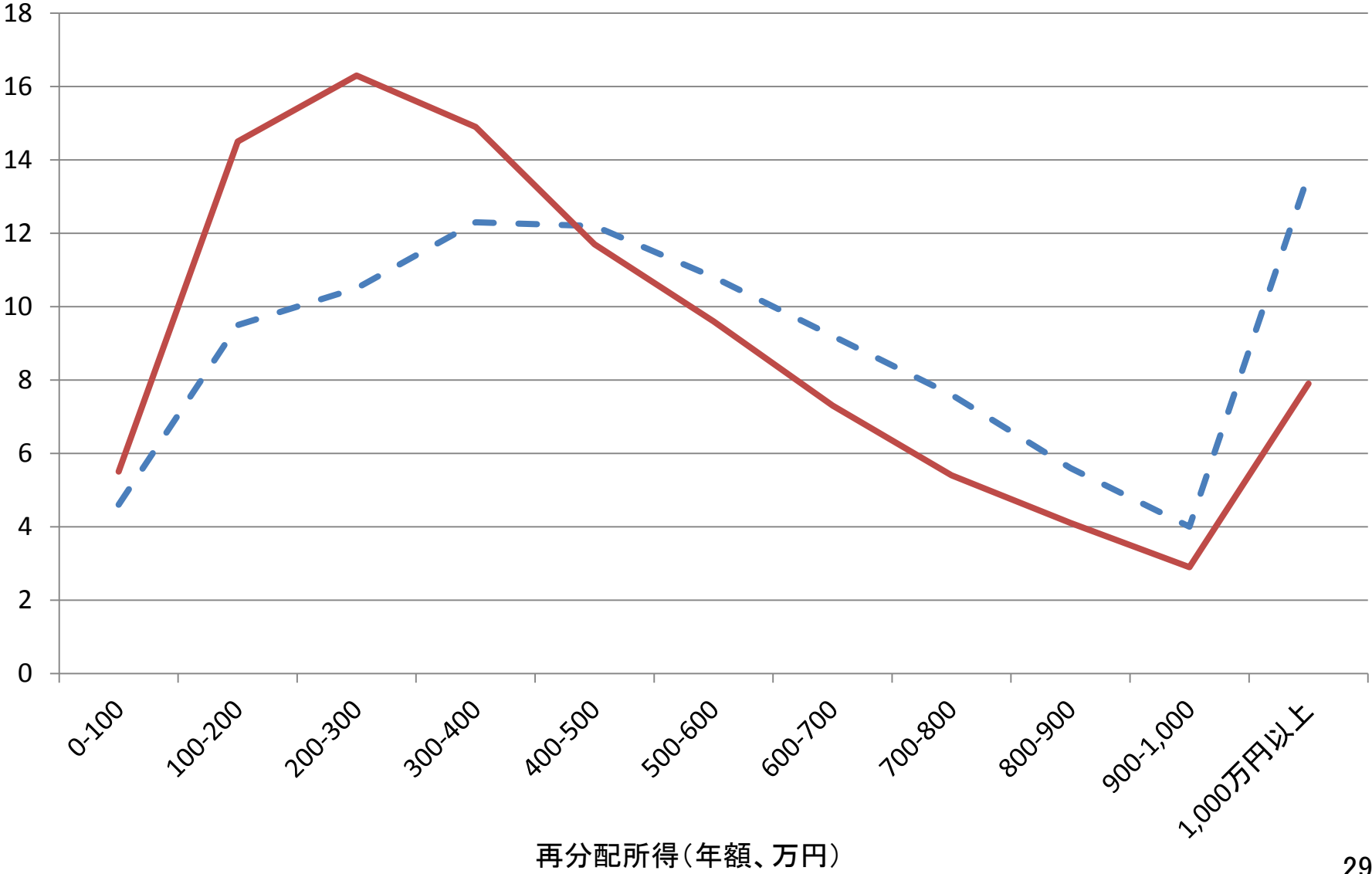


注 厚生労働省「平成23年所得再分配調査報告書」より作成。世帯主の年齢階級別。

# 所得再分配後の世帯分布の変化(所得階級別)

世帯構成 (%)

1999年 2011年



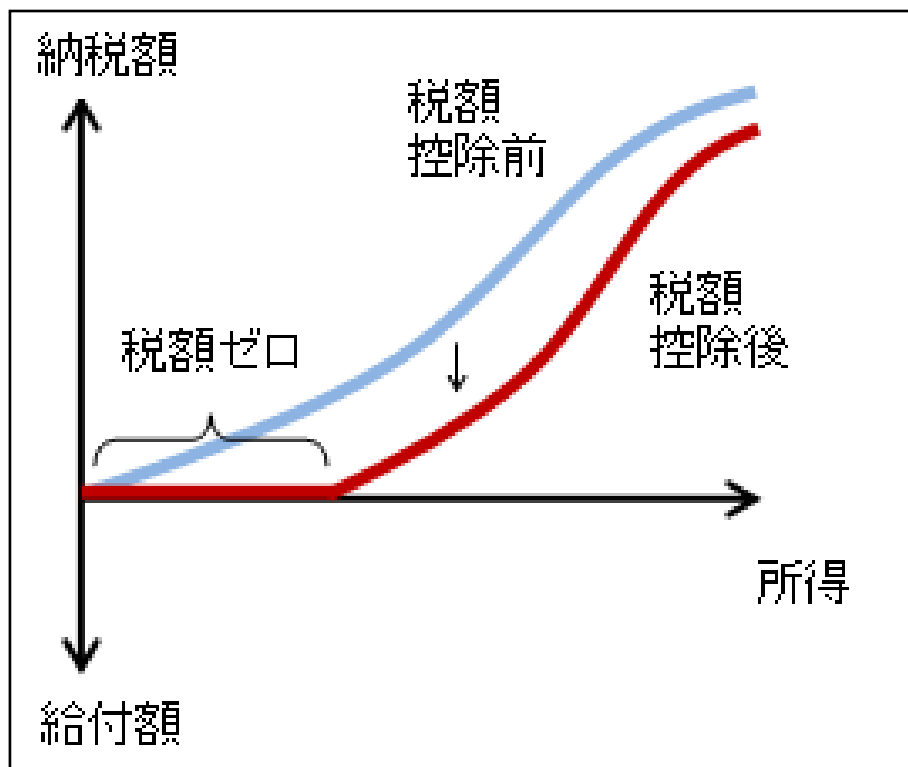
注 厚生労働省「平成23年所得再分配調査報告書」及び「平成11年所得再分配調査結果」より作成。



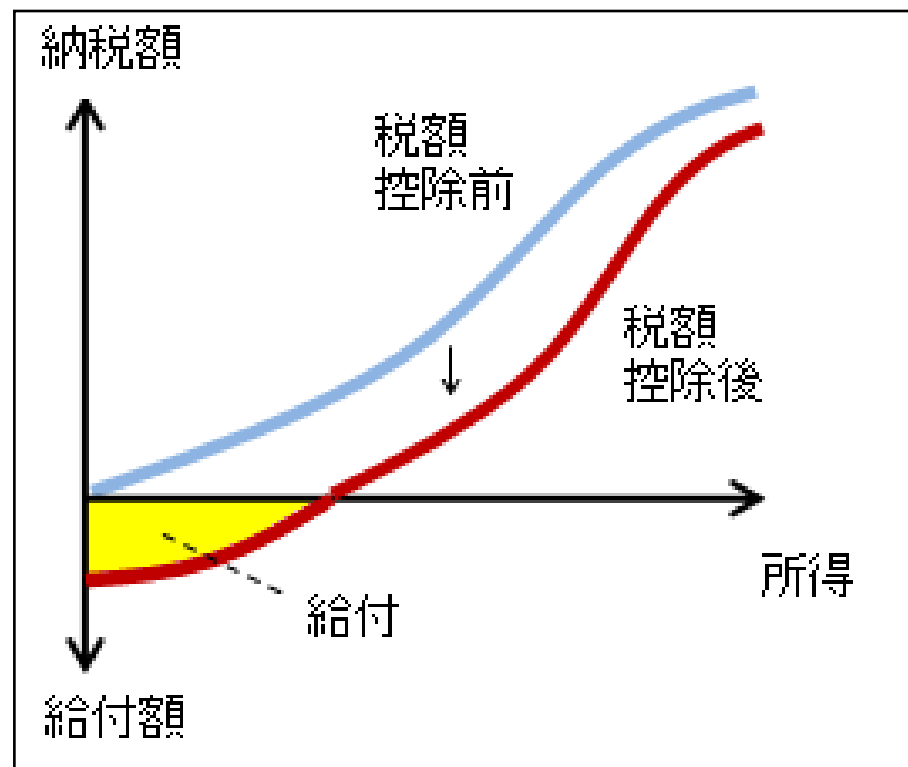
## 税額控除と給付付き税額控除のイメージ

給付付き税額控除とは、税額控除を基本として、控除額が所得税額を上回る場合には、控除しきれない額を現金で給付する制度。

《税額控除》



《給付付き税額控除》



注 東京都主税局委託調査報告「給付付き税額控除に関する調査」(株式会社三菱総合研究所)等より作成。

# 諸外国の税制を活用した給付措置について

	アメリカ		イギリス		ドイツ	フランス	韓国
制度名	勤労所得税額控除	子女税額控除	就労税額控除	児童税額控除	児童手当	雇用のための手当	勤労所得税額控除
制度導入年	1975年	1998年	2003年	2003年	1996年	2001年	2008年
導入の目的	○低所得者に対する 社会保障税の負担 軽減 ○勤労意欲の向上	○子供を養育する家 庭(特に中所得世 帯)の負担軽減	○低所得者に対する 支援 ○勤労意欲の向上	○子供の貧困対策と して、子供を養育す る低所得世帯の支 援	○最低限必要な生計 費の保障	○雇用の創出・継続 の支援	○貧困対策
対象者 (適用要件)	○低所得勤労者(投 資所得が3,100ドル (約32.6万円)を超 える者は対象外)	○17歳未満の子供を 養育する者	○16歳以上で、週16 時間以上就労し、子 供を養育する者 ○25歳以上で、週30 時間以上就労して いる者 等	○原則16歳未満の子 供を養育する者	○原則18歳未満の子 供を養育する者	○低所得勤労者	以下の要件を全て満たす給与所得者 ○18歳未満の子供を2人以上扶養 ○夫婦の合計年間所得額が1,700万 ウォン(約186万円)未満 ○世帯として、住宅を保有せず、資産 の合計額が1億ウォン(約1,092万 円)未満
給付の仕組み	税額から控除 (控除しきれない額を給付)		全額給付 (税額から控除せず)		全額給付 (税額から控除せず)	税額から控除 (控除しきれない額を 給付)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)
執行機関	内国歳入庁		歳入関税庁		家族金庫	公共財政総局	国税庁
給付額 (控除税額)	○夫婦2人の場 合、勤労所得の40% (上限5,028ドル (約52.8万円)) ○勤労所得が一定額 を超えると減額	○子供1人当たり原 則1,000ドル(10.5万 円) ○所得が一定額を超 えると減額	○夫婦2人の場 合、最大4,305ポ ンド(約81.8万円)	○夫婦2人の場 合、最大4,715ポ ンド(約89.6万円)	○子供1人当たり 1,968ユーロ(約29.7 万円) ※子女控除(所得控 除)と比較し、い ずれか納税者に有 利な方のみを適用 (中低所得者は児 童手当、高所得者 は子女控除が有利 となる)	○夫婦2人の場 合、勤労所得の 7.7%に155ユーロ (約2.3万円)を加 えた額(上限1,116 ユーロ(約16.8万 円)) ○勤労所得が一定額 を超えると減額	○夫婦2人の場合、勤労所得の10% (上限80万ウォン(約9万円)) ○勤労所得が一定額を超えると減額

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=105円、1ポンド=190円、1ユーロ=151円、100ウォン=0.103ドル(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:2008年6月から11月までの間(ウォンについては、2007年12月から2008年5月までの間)における実勢相場の平均値)。

注 政府税制調査会 第2回スタディ・グループ(平成21年5月22日)資料より抜粋。2009年1月(韓国は2008年7月)現在の情報。